

華鐘コンサルタントグループ・上海市外国投資促進中心
第39回秋季中国セミナー（オンラインセミナー）

「当面の中国経済情況と日系企業事例報告」

セミナーの付属資料

2025年11月



作成・編集：華鐘コンサルタントグループ

www.shcs.com.cn

上海華鐘コンサルタントサービス有限公司

上海華鐘投資コンサルティング有限公司

上海華鐘信息管理コンサルティング有限公司

上海華鐘国際貿易有限公司

株式会社華鐘コンサルティング

非売品(会員内部資料)

本資料は全て華鐘コンサルグループがその著作権を有し、
弊社の許可なく一切の複写及び転載を禁じます。

目 次

1. 付属資料	
1) <u>月刊華鐘通信・2025年第3四半期の中国経済実績値特別報告(25年11月)</u>	…1
2) <u>改正版『対中小企業金銭支払保障条例』における支払期限、 支払義務等の明確化に関するQ&A(1~3)</u>	…4
3) <u>『外商投資企業の国内再投資を奨励するためのいくつかの 措置を実施する通知』に関するQ&A</u>	…10
4) <u>『個人情報出国認証方法』に関するQ&A(1~3)</u>	…12
5) <u>2025年度第3四半期における中国各地の最低賃金基準に関するQ&A</u>	…18
6) <u>鋼鉄、セメント、アルミ精錬業界を全国炭素排出権取引市場に 組み込むことに関するQ&A(1~2)</u>	…20
7) <u>中国初の電器電子製品の有害物質管理強制的国家標準を発表に関するQ&A(1~3)</u>	…24
8) <u>2025年度の上海市の都市従業員社会保険制度に関するQ&A</u>	…30
9) <u>2025年度の広州市の社会保険制度に関するQ&A</u>	…32
10) <u>2025年度の深圳市の社会保険制度に関するQ&A</u>	…34
11) <u>『海南自由貿易港税務専門サービス規定』についての解釈 Q&A(1~2)</u>	…36
12) <u>『個人情報出国認証方法』(日中対訳)</u>	…40
2. <u>華鐘コンサルタントグループの紹介</u>	
3. <u>「華鐘希望奨学基金」への義捐金募金の呼びかけ</u>	
4. <u>提携関係にある開発区及びパートナーの紹介</u>	



特別報告-1

激変する国際環境下で新段階に入る中国経済

中国でも日本でも、或いはアメリカ、ロシア、アジア各国においても、国際的に地殻変動をもたらしかねない様々な事象が一挙に噴き出したような最近の情勢である。そのような国際環境の下、日本のマスコミ評論家の「中国経済の低迷」論調にかかわらず、最近の実際中国経済は比較的順調な発展経緯を辿っている。

中国の2025年の前年比実質国内総生産(GDP)の成長率見通しは、アジア開発銀行(ADB)が4.7%増、経済協力開発機構(OECD)が4.9%増、10月中旬に国際通貨基金(IMF)が発表した最新の見通しが4.8%増、といずれも政府目標の5%に達しないと予測されている。しかし、おそらくいずれも過小に見積もられており、今年第3四半期まで(1-9月)の経済実績と直近の10月の消費者物価指数(CPI)が4ヶ月ぶりに+0.2%とプラスに転じた状況から見ると、年間のGDP成長率が前年比5%増を超えることはほぼ確実な情勢に見える。

中国国家統計局は10月20日、今年第3四半期まで(1-9月)の実質国内総生産(GDP速報値)の成長率が前年同期比5.2%増となり、2024年同期の4.8%増を大きく上回ったと発表した。(具体的な数値は末尾の「2025年第3四半期の中国経済実績値」の表をご参照願う。)

第3四半期だけを見ると前年比4.8%増で、第1四半期、第2四半期の5.4%増、5.2%増と比較するとかなり減速したものの、消費分野をはじめとする各種の政府支援策と堅調な輸出が成長率を下支えした。第3四半期まで(1-9月)の経済成長に対する貢献率は、最終消費支出53.5%、固定資本形成17.5%、純輸出は29.0%で、政府コメントとしては、内外に複数の悪材料がある中でも、中国経済の良好なファンダメンタルズに変化がないと強調した。最終消費+固定資本投資=内需の合計貢献率が71%となり、内需主導型の経済になりつつあることは良好な兆候である。

5年ぶりに前年同期比マイナスに転じた固

定資産投資は前年同期比0.5%減となったが、不動産開発の長期低迷が大きく、不動産開発向けを除いた場合は前年同期比3.0%増加した。懸案の不動産開発投資は今年9月までの実績で前年同期比13.9%減となり、月を追うごとに減少率が拡大しており、減少率は新型コロナウイルス禍の2020年1-2月の16.3%以来の大きさである。住宅投資は前年同期比(以下同じ)12.9%減、不動産の新規着工面積は18.9%減、新築の不動産販売面積は5.5%減、不動産販売額は7.9%減、新築住宅の在庫面積は前年同月末比5.8%増、と不動産業界の縮小は一向に改善しない。このような状況は2019年ごろまで実需を無視した不動産投資の拡大に依存して毎年GDPを6-7%も経済成長させていた「つけ」が来ただけで、現状でも我々から見ると中国の不動産価格は十分高いので、正常な状態に戻るまでには少なくともあと4-5年はかかると思われる。過剰な不動産投資に依存せずとも、現在の4-5%のGDP成長率を達成できるということは、もともと世界第2位のGDP分母が大きいので、相変わらず中国が世界成長の3分の1を担うという構造は続きそうである。

アメリカとの関税戦争は、11月10日のトランプ大統領と習近平主席の直接会談での合意に基づき、アメリカが中国に課す追加関税は20%、中国は相互関税への報復関税10%、ということで決着した。アメリカは複数の中国企業を事実上の禁輸対象リストに加えた輸出管理ルールの実施と、中国建造の船舶に入港料を課すことも1年停止し、中国は報復で講じた米農産物などの最大15%の関税を停止し、10月上旬に発表したレアアース(希土類)の輸出規制強化の実施を1年延期した。両国の上乗せ関税24%も含めて様々なお互いへの制裁措置を1年間保留または延期しただけで、今回の騒動が本質的に決着したわけでもない。しかしアメリカは中国のロシアからの原油の輸入問題や台湾問題などを話題として出すことすらせず、さすがのトラン

トランプも中国の強硬姿勢に押し切られたというのが大方の見方のようである。

トランプ関税論争のさなかで、中国の対外貿易は大打撃を受けるとも予想されたが、ドル建ての輸出額は直近の今年10月こそ前年同期比わずかにマイナス1.1%となったが、前月の9月までは17期連続して輸出額プラスを記録した。10月は比較する前年同月の数値が高かつた上、最大の輸出相手国であるアメリカ向けが25.2%も減ったことも響いた。アメリカ向けの減少を補ったのが他の輸出先で、1~10月に東南アジア諸国連合(ASEAN)向けは14.3%増加し、ベトナム向けは22.3%増、タイ向け21.6%増、インドネシア向け13.9%増と全体の伸びを下支えした。信じられないかも知れないが、中国のベトナム向け輸出額は日本向け輸出額を20%以上上回る規模になっている。輸出が好調であることで10月までの貿易黒字も9,648億ドルとなり、昨年に引き続いて1兆ドルの大台は超える。年間で1兆ドルの貿易黒字ということは、日本円では150兆円強、日本の今年の税収予算が80兆円弱、歳出予算が116兆円あることを思えば、対外貿易だけでこれだけ稼いでいる中国の貿易強国ぶりがよく分かる。また中国の10月末外貨保有高が3兆3,433億米ドル(約513兆円)と発表されたが、9月末から47億米ドル増加しており増加は3ヶ月連続である。金の価格が高騰しているので、金備蓄を見ると10月末時点では12ヶ月連続して増加して現在の保有高は7,409万オンス(2,304トン)と発表された。アメリカの8,000トン超えには及ばないが、日本の850トンのおよそ2.7倍で、欧州連合(EU)各国と同列である。

昨年2024年の新車販売台数実績で、世界の3分の1強、アメリカの2倍、日本の約7倍の規模を有する中国の新車販売台数は、今年2025年は更に飛躍しようとしている。今年10月の中国の新車販売台数(輸出含む)は前年同月比8.8%増の332万台で生産・販売ともに同月の過去最高を更新した。NEV車(電気や水素などで動く非

ガソリン車)が販売台数に占める比率は初めて50%を突破し、中国ブランド車の乗用車販売に占める比率は72.5%となり、1~10月の海外への輸出台数は前年同期比15.7%増の562万台となった。わずか4,5年前に圧倒的な存在感を持っていた外資ブランド車シェアは、ドイツ系が12.3%、日系が9.6%、米国系が5.9%となり、ますますその存在感を失いつつある。わずか数年間に中国の自動車業界は世界水準のトップを占めて、外国の自動車メーカーは中国の新車品質を如何にキャッチアップするかが必須の課題となった。

最後に10月に日本に一時帰国した際に、大阪・関西万博の最終週となる10月11日に「上海ディ」に参加することができたので、その感想を記しておきたい。

大阪・関西万博は10月13日に閉幕して、184日の開催期間中の来場者は2,557万人に達した。中でも中国パビリオン(中国館)は大人気で、午前10時を過ぎると長い行列ができて3時間待ちという時もあったようだ。全体としては古代の書物「竹簡」をモチーフにした外観で、竹簡に刻まれた漢字五書体で119の文章が刻まれた竹簡の壁で構成されたユニークな建築物であった。中には「友あり遠方より来る、また楽しからずや」という漢文もあって日本人にも親しみやすかった。展示物は5,300年前の良渚遺跡(浙江省)から現代の宇宙開発や深海開発の技術まで幅広く紹介、実際の月の「表側の土」と「裏側の土」の同時展示、日本と中国の交流歴史なども良くまとめられていた。周到な計画と十分な準備がされたことを伺わせて、期間中約200万人の来館者があり、優秀パビリオンとして金賞を受賞した由である。確かに素晴らしい展示でこの万博終了後には中国の万博跡地に持ち帰って公開してほしいものだと感じた。連日20数万人が来場して最も人出が多かった万博最後3日間に、万博中国館の「上海ディ」が開催された。上海民族楽団の演奏や、上海京劇院が演ずる孫悟空などが披露されて楽しい催しであった。

(董事長 古林恒雄 2025/11/12記)

2025年第3四半期の中国経済実績値

項目	単位	2024年		2024年		2025年	
		通年	前年比	1-9月	前年同期比	1-9月	前年同期比
国内総生産(GDP)	億元	1,349,084	5.0%	949,746	4.8%	1,015,036	5.2%
第一次産業	億元	91,414	3.5%	57,733	3.4%	58,061	3.8%
第二次産業	億元	492,087	5.3%	361,362	5.4%	364,020	4.9%
第三次産業	億元	765,583	5.0%	530,651	4.7%	592,955	5.4%
工業生産付加価値額	億元	-	5.8%	-	5.8%	-	6.2%
固定資産投資	億元	514,374	3.2%	378,978	3.4%	371,535	-0.5%
東部地区投資	億元	-	1.3%	-	2.5%	-	-4.5%
中部地区投資	億元	-	5.0%	-	4.5%	-	1.5%
西部地区投資	億元	-	2.4%	-	1.0%	-	1.5%
東北部地区投資	億元	-	4.2%	-	3.8%	-	-8.4%
第一次産業投資	億元	9,543	2.6%	7,044	2.3%	7,344	4.6%
第二次産業投資	億元	179,064	12.0%	129,685	12.3%	134,063	6.3%
第三次産業投資	億元	325,767	-1.1%	242,249	-0.7%	230,128	-4.3%
不動産開発投資	億元	100,280	-10.6%	78,680	-10.1%	67,706	-13.9%
社会消費品小売総額	億元	487,895	3.5%	353,564	3.3%	365,877	4.5%
小売業	億元	432,177	3.2%	314,149	3.0%	324,888	4.6%
飲食業	億元	55,718	5.3%	39,415	6.2%	40,989	3.3%
自動車販売台数	万台	3,144	4.5%	2,157	2.4%	2,436	12.9%
卸売物価指数(PPI)		-	-2.2%↑	-	-2.0%↑	-	-2.8%↓
消費者物価指数(CPI)		-	0.2%↑	-	0.3%↓	-	-0.1%↓
食品		-	-0.1%↓	-	-0.4%↓	-	-0.8%↓
衣服		-	1.4%↑	-	1.5%↑	-	1.5%↑
全住民可処分所得(実質)	元	41,314	5.1%	30,941	4.9%	32,509	5.2%
都市可処分所得(実質)	元	54,188	4.4%	41,183	4.2%	42,991	4.5%
農村部純所得(実質)	元	23,119	6.3%	16,740	6.3%	17,686	6.0%
輸出入貿易総額	億ドル	61,623	3.8%	45,458	3.4%	46,842	3.1%
一般貿易	億ドル	39,536	2.7%	29,231	2.0%	29,794	1.8%
加工貿易	億ドル	11,147	3.0%	8,154	2.0%	8,645	6.0%
輸出総額	億ドル	35,772	5.9%	26,177	4.3%	27,796	6.1%
輸入総額	億ドル	25,851	1.1%	19,282	2.2%	19,046	-1.1%
貿易黒字	億ドル	9,922	20.5%	6,895	9.4%	8,751	26.9%
外貨準備高	億ドル	32,000	-1.2%	33,164	6.5%	33,387	0.7%
対外債務残高	億ドル	24,198	-1.1%	25,169	5.6%	-	-
社会融資増加額	億元	322,558	-9.4%	256,642	-12.5%	300,851	17.2%
非銀行融資増加額	億元	155,979	14.8%	104,793	5.4%	156,396	49.2%
マネーサプライM2	千億元	3,135	7.3%	3,095	6.8%	3,354	8.4%
外国投資契約件数	件	59,080	9.9%	42,108	11.4%	48,921	16.2%
外国投資実行総額	億ドル	1,162	-28.8%	914	-28.6%	807(※)	-11.7%
対外投資実行総額	億ドル	1,628	10.1%	1,065	10.9%	1,107	4.0%
上海株価指数		3,352	377↑	3,337	227↑	3,883	546↑
株式時価総額	億元	854,721	10.6%	842,761	5.1%	1,051,619	24.8%
株式取引総額の総計	億元	2,547,856	20.1%	1,435,444	-11.7%	2,969,073	106.8%
為替レート 1 US\$	元	7.1884	1.5%	7.0074	-2.4%	7.1055	1.4%
100 円	元	4.6233	-7.9%	4.9077	1.4%	4.7858	-2.5%
1 ユーロ	元	7.5257	-4.2%	7.8267	3.2%	8.3351	6.5%

※本稿編集日現在、商務部からの米ドル金額が未発表であるため、第3四半期に関する中国全国外資導入額は、外貨管理局が2025年9月末時点で発表した為替中間レートに基づき算出した参考値です。

★ 中国ビジネス相談Q&A

■ 改正版『対中小企業金銭支払保障条例』における支払期限、支払義務等の明確化について（1）

Q: 最近改正された『対中小企業金銭支払保障条例』の主な改正点について、教えて下さい。

<法律・法規><ビジネス環境の最適化><中小企業><支払期限><支払方法><支払義務>

A: 2025年3月17日、国務院は改正版『対中小企業金銭支払保障条例』（以下「改正版条例」という）を公布し、2025年6月1日から施行され、2020年版の「条例」（※）は同時に廃止されました。「改正版条例」は、大企業が中小企業から貨物、工事、サービスを購入する場合、これらの貨物、工事、サービスが引き渡された日から60日以内に支払いを行うべきことを明確に定めています。

※2020年版「条例」の主な内容、特に「条例」で指摘される大企業、中型企業、小型企業、零細企業（微型企業）等の範囲の区分については、2020年9月28日、29日の『日刊華鐘通信』中国ビジネス相談Q&A『対中小企業金銭支払保障条例』について（1）、（2）をご参照ください。

1. 「改正版条例」の制定背景及び原則

2024年7月、中国共産党第20期三中全会は、企業の未払い残高の精算に関する法律・法規体系を整備する必要性を明確にしました。2020年9月1日に施行された元の「条例」は、中小企業が支払いを受けられるよう法的に保障するための重要な役割を果たしてきました。しかし、近年、国内外の複雑な状況の影響を受けて、中小企業の売掛金残高が増加し、支払い期限が延び、「連鎖的な未払い」現象が顕著となっています。元の「条例」の実施にも多くの困難が見られ、部門の責任が十分に明確でなく、関連主体の支払い責任が具体的でなく、保障措置が十分に強力でなく、法的責任が十分に整備されていない等の問題があります。したがって、中小企業の合法的な権益をよりよく保障するためには、「改正版条例」の制定と施行が急務でした。

「改正版条例」は、支払い主体の責任、業界の規範的な自己規制、政府の法的な監督、社会の協同監督等の原則を堅持し、国家と地方政府レベルでの具体的な職務を明確にしました。地方政府は、監督検査、照会・面談、督促・通報、苦情処理等の措置を通じて、中小企業が支払いを受けていない代金の精算を強化し、ビジネス環境全体を最適化することを目指しています。

2. 「改正版条例」の主な内容

（1）支払行為の規範化、支払責任の強化

「改正版条例」は、特に「第二章 支払い規定」という専門の章を設け、以下の3つの主要な点で改正を行いました（以下に引用されているのは、「改正版条例」からの引用で、重要な部分は太字下線で示し、一部省略しています）。

① 支払期限の明確化

「改正版条例」は、機関、事業単位、大企業の支払いに具体的な時間制約を設けました。大企業は60日以内に支払いを行わなければならず、第三者の支払いを前提とする約定や第三者の支払い進捗に応じ

華鐘コンサルタントグループ会員専用

た支払い割合を約定することはできません。また、機関、事業単位、国有大企業が監査機関の監査結果を強制的に要求して決済の根拠とすることもできません。この措置は、2020 年に施行された『ビジネス環境の最適化に関する条例』の「第三十二条 国家機関、事業単位は、市場主体の貨物、工事、サービス等の代金について違約によって支払い遅延してはならず、大企業は、優位的地位を利用して中小企業への支払いを遅延してはならない。」という規定に呼応するものです

第九条 機関、事業単位が中小企業から貨物、工事、サービスを調達する場合、貨物、工事、サービスが引き渡された日から 30 日以内に支払いを行わなければならない。ただし、契約に別段の定めがある場合は、その定めに従う。ただし、支払い期限は 60 日を超過してはならない。

大企業が中小企業から貨物、工事、サービスを調達する場合、貨物、工事、サービスが引き渡された日から 60 日以内に支払いを行わなければならない。ただし、契約に別段の定めがある場合は、その定めに従う。ただし、業界の規範、取引慣行に従って支払い期限を合理的に約定し、遅滞なく支払いを行わなければならず、第三者の支払いを受けることを条件として中小企業に支払いを行い、又は第三者の支払い進捗に応じて中小企業に支払いを行ってはならない。

.....

契約において履行進捗決済、定期決済等の決済方法を約定する場合、支払い期限は双方が決済額を確認した日から起算される。

第十二条 機関、事業単位、国有大企業は、監査機関の監査結果を強制的に要求して決済の根拠としてはならない。ただし、法律、行政法規に別段の定めがある場合はこの限りではない。

②現金以外の支払い方法の改善

「改正版条例」は、中小企業に商業手形、受取手形電子証券等の現金以外の支払い方法を強制的に受け入れさせたり、現金以外の支払い方法を利用して実質的に支払い期限を延長したりすることを禁じています。

第十一条 機関、事業単位、大企業が商業手形、受取手形電子証券等の現金以外の支払い方法を使用して中小企業に支払いを行う場合、契約に明確で合理的な約定を行わなければならず、中小企業に商業手形、受取手形電子証券等の現金以外の支払い方法を強制的に受け入れさせたり、これららの現金以外の支払い方法を利用して実質的に支払い期限を延長したりしてはならない。

「改正版『対中小企業金銭支払保障条例』における支払期限、支払義務等の明確化について（2）」へ続く
(作成：公関部 竜嶺春)

★ 中国ビジネス相談Q&A

■ 改正版『対中小企業金銭支払保障条例』における支払期限、支払義務等の明確化について（2）

Q: 最近改正された『対中小企業金銭支払保障条例』の主な改正点について、教えて下さい。

<法律・法規><ビジネス環境の最適化><中小企業><支払期限><支払方法><支払義務>

A: 2025年3月17日、国務院は改正版『中小企業の支払保障に関する条例』（以下「改正版条例」という）を公布し、2025年6月1日から施行され、2020年版の「条例」（※）は同時に廃止されました。「改正版条例」は、大企業が中小企業から貨物、工事、サービスを購入する場合、これらの貨物、工事、サービスが引き渡された日から60日以内に支払いを行うべきことを明確に定めています。

「改正版『対中小企業金銭支払保障条例』における支払期限、支払義務等の明確化について（1）」より続く

2. 「改正版条例」の主な内容

(1) 支払行為の規範化、支払責任の強化（続き）

③ 無争議部分の支払義務の明確化

「改正版条例」は、機関、事業単位、大企業と中小企業との間の取引で、一部が争点であっても他の部分の履行に影響を与えない場合、争いのない部分に対して期限を守って支払い義務を履行すべきことを規定しました。

第十五条 機関、事業単位、大企業と中小企業との間の取引で、一部に争いがあっても他の部分の履行に影響を与えない場合は、争いのない部分に対してタイムリーに支払い義務を履行しなければならない。

特に注意すべきなのは、「改正版条例」は、中小企業の代金を遅延して支払う場合、元の「条例」にあった通り、遅延利息を支払う条項を引き続き維持しています。

第十七条 機関、事業単位及び大企業は、中小企業への金銭支払いを遅延させる場合、遅延利息を支払わなければならない。双方が遅延利息の利率について約定している場合、約款利率は契約締結時の1年期限ローン市場金利を下回ってはならない。約定していない場合は、日利率万分の五で遅延利息を支払う。

(2) 監督管理措置の強化

「改正版条例」は、「第三章 監督管理」という専門の章を設け、関連する制度を確立し、以下の3つの主要な点で改正を行いました。

① 定期報告制度の明確化

元の「条例」に基づいて、県级以上の地方政府部門は毎年定期的に同級人民政府に、事業単位、国有大企業はその主管部門又は監督部門に、中小企業の代金がまだ支払われていない状況を報告するように規定を追加しました。また、県级以上の地方政府は、毎年定期的に同行政区域内の中小企業への代金支払いの保障に関する業務報告の聞き取りを行う必要があります。

華鐘コンサルタントグループ会員専用**②面談・通報制度の確立**

中小企業の残高の保障に関する政策の実施が不十分で、業務の推進力が及ばず、中小企業の残高を重度に滞納する等の状況がある場合、関連部門は照会・面談、督促・通報等の措置を取ることができます。

③制限措置の詳細化

中小企業の代金を滞納する行為が重度である場合、又は重大な悪影響を社会に与える場合、事業単位、国有大企業に対しては公務消費、事務所の使用、予算の配分等の分野で必要な制限措置を取ることができます。大企業に対しては、財政資金の支援、投資プロジェクトの承認、融資の取得、市場への参入、資格の評定、優良な評価等の面で法的に法規に従って制限することができます。

(3) 苦情処理メカニズムの改善

「改正版条例」は、苦情処理メカニズムの面でも改善を行い、国家統一の中小企業の残高の滞納に関する苦情プラットフォームを確立し、苦情部門の受付及びフィードバック等の関連するタイムリミットを明確にし、苦情を受ける部門、苦情者、苦情を受ける者等の各主体の権利と義務を明確にしました。

3. 十数社の中国の自動車製造企業が「改正版条例」に関する集団的な誓約を実施

「改正版条例」は、初めて法令の形で「大企業が中小企業から貨物を購入した後、支払い期限は 60 日を超えてはならない」と明確にしました。また、第六条はさらに「大企業が中小企業に貨物、工事、サービスを購入する支払い期限と方法を公開で約束することを奨励する」と明確にしました。

このように、2025 年 6 月 1 日に「改正版条例」が正式に施行された後、6 月 10 日から 11 日の 24 時間以内に、中国の自動車業界は直ちに反応しました。中国一汽、東風汽車、広汽集団の三社の国有自動車企業がまず声を上げ、BYD（比亜迪）、吉利、長安等の民間自動車企業が次々と続き、小鵬、小米、理想等の新勢力の自動車製造企業が集団も加わりました。十数の中国の主流自動車製造企業が密集して、供給者の支払い期間を 60 日以内に圧縮する約束をし、長期にわたって悩まされていた自動車産業チェーンの資金の滞留の問題に対応しました。

「改正版『対中小企業金銭支払保障条例』における支払期限、
支払義務等の明確化について（3）」へ続く
(作成：公関部 翁穎春)

中国ビジネス相談Q & A

■ 改正版『対中小企業金銭支払保障条例』における支払期限、支払義務等の明確化について（3）

Q: 最近改正された『対中小企業金銭支払保障条例』の主な改正点について、教えて下さい。

<法律・法規><ビジネス環境の最適化><中小企業><支払期限><支払方法><支払義務>

A: 2025年3月17日、国務院は改正版『対中小企業金銭支払保障条例』（以下「改正版条例」という）を公布し、2025年6月1日から施行され、2020年版の「条例」（※）は同時に廃止されました。「改正版条例」は、大企業が中小企業から貨物、工事、サービスを購入する場合、これらの貨物、工事、サービスが引き渡された日から60日以内に支払いを行うべきことを明確に定めています。

「改正版『対中小企業金銭支払保障条例』における支払期限、支払義務等の明確化について（2）」より続く

3. 十数社の中国の自動車製造企業が「改正版条例」に関する集団的な誓約を実施（続き）

各自動車企業の約束のポイント

企業の種類	企業名	誓約のポイント
国有企业	中国一汽、東風汽車、広汽集団、長安汽車、上汽集団、北汽集団	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 中国一汽：ブロックチェーン支払い追跡システムを起用し、デジタル支払いプロセスを監視することを約束。 ➢ 広汽集団は、傘下の五大ブランド（広汽昊鉛、広汽伝祺、広汽埃安、広汽本田、広汽豊田）と共に、即日から2ヶ月以内にディーラーへのリターンを確実に実行することを約束。 ➢ 上汽集団、北汽集団：商業手形の使用を明確に禁止。
民間企業	比亜迪、吉利汽車、長城汽車、奇瑞汽車、賽力斯	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 長城汽車：「長期主義」を強調し、供給者への支払い期間を60日以内に統一。 ➢ 賽力斯：60日間の支払い期間を実践。
新興企業	小鵬汽車、小米汽車、理想汽車、蔚來汽車、零跑汽車	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 零跑汽車：滞納ゼロを約束。 ➢ 小鵬汽車：AI技術を使用してサプライチェーンを最適化。

※ 上記の各自動車製造企業の具体的な誓約内容については、各企業の公式ウェブサイトや公式WeChatアカウント等を参照してください。

華鐘コンサルタントグループ会員専用

国家統計局の最新のデータによると、2025年4月末現在、全国の工業企業の売掛金回収期間は70.3日で、前年同期比で4日伸びています。その中でも、自動車業界は特に厳しい状況です。新政策が発表される前に、中国国内の自動車企業の平均の支払い期間は170日以上で、一部の企業では240日にも達し、ドイツの自動車企業の40日程度の業界の健全な標準をはるかに超えています。

業界では、中国の主要な自動車製造企業の今回の集団的な声明は、2025年5月31日に中国自動車工業協会が発表した「公平な競争秩序の維持、業界の健全な発展を促進するための提言」への対応であり、「改正版条例」の積極的な実施でもあるとされています。

自動車産業は規模が大きく、産業チェーンが長く、カバーするサプライヤーの範囲が非常に広いです。「改正版条例」の発表と自動車製造企業の今回の集団的な約束は、自動車産業チェーン上の中小企業の資金圧力を和らげ、産業チェーンの安定性と強靭性を高めることはもちろん、業界の競争の弱点を直撃し、支払い期間を延ばして「価格戦」を行う悪質な競争行為を抑制し、中国自動車産業の質の高い発展を促進するのに役立つと信じています。

今回の「改正版条例」の発表と実施は、上記の自動車製造業界に健康的な推進力を与えるだけでなく、貨物、工事、サービス等に関わる各分野で、公平な競争秩序を共に維持し、業界の健全で持続可能な発展を促進する役割を果たすことが期待されます。

以 上

(作成：公関部 翁穎春)

★ 中国ビジネス相談Q&A

■ 『外商投資企業の国内再投資を奨励するための若干の措置の実施に関する通知』について

Q:『外商投資企業の国内再投資を奨励するための若干の措置の実施に関する通知』の主な内容について、教えて下さい。

<法律・法規><外資企業><国内再投資>

A:2025年7月18日、国家発展改革委員会、財政部、商務部を含む7つの部門が共同で『[外商投資企業の国内再投資を奨励するための若干の措置の実施に関する通知](#)』(以下『通知』と略称)を発表しました。『通知』は、プロジェクトのサービス保障、土地要素の割り当て、手続きの最適化、外貨資金の使用、金融支援などに関する12の対応措置を提示し、中国が多国籍企業の長期投資と中国市場への継続的な深耕を歓迎する開放的な態度を示しています。

1. 『通知』の発表の背景と原則

2025年の中国政府の作業報告で、外国投資家が再投資を拡大することを奨励しました。外商投資企業の国内再投資は、外商投資の重要な部分であり、外商投資企業の国内再投資を奨励することは、より効果的に外資を引き込み、活用するのに重要な意味を持っています。

商務部の統計によると、第14次五ヶ年計画期間（2021-2025年）の中国の実際外資導入額の目標は、順調に予定より6ヶ月早く達成されました。2025年6月末までに、第14次五ヶ年計画期間の実際外資導入額は累計で708億7,300万米ドルに達し、ビジネス発展計画で提案された700億米ドルの目標を達成しました。同時に、新設の外資企業は累計で22万9,000社に達し、第13次五ヶ年計画期間と比べて2万5,000社増えました。外資企業は全国の輸出入の1/3、工業付加価値の1/4、税収の1/7を占め、3,000万以上の雇用を創出しました。中国の経済社会発展に重要な貢献をしました。また、第14次五ヶ年計画期間の外資導入の質は大幅に向上しました。2024年には、ハイテク産業への投資比率が34.6%に達し、2020年と比べて6ポイント向上しました。多くの多国籍企業が中国に地域本部やグローバル研究開発センターを設立しました。

外商投資促進体制・メカニズム改革の深化を実現するため、国家発展改革委員会は最近、関連部門と協力して、外資企業のサービス特別行動を実施し、外国投資者が中国で投資する過程での懸念と要求を整理しました。特に、現在の外商投資企業の再投資管理における新しい状況と特徴に応じて、今回の『通知』を研究・発表し、より効果的に外資を引き込み、活用し、外商投資企業の国内再投資を促進することを目的としています。

2. 『通知』の適用範囲と主な内容

(1) 『通知』が明確にした適用範囲

中国国内で合法に設立された外商投資企業が、未処分利益を使用するか、外国投資者が中国国内で合法に得た人民元又は外貨の利益を使用して、中国内で新規企業を設立し、既存企業に資本金を追加し、又は中国内企業の株式・持分・財産の割合やその他の類似の権益を取得する行為、又は中国国内

華鐘コンサルタントグループ会員専用

で投資プロジェクトを行う行為

(2) 主な内容

『通知』は、プロジェクトのサービス保障、土地要素の割当て、手続きの最適化、外貨資金の使用、金融支援等に関する12の措置を提示していますが、主に以下の6つの点に要約することができます。

- ①プロジェクトのサービス保障を強化：**各地が実情に応じて、外商投資企業の国内再投資プロジェクトのデータベースを構築し、プロジェクトのサービス保障を行うことを明確にしました。条件を満たす外商投資企業の国内再投資プロジェクトは、重大で重点的な外資プロジェクトのリストに組み込むことができ、それに応じて支援政策を享受することができます。
- ②土地要素の割当てを最適化：**外商投資企業が国内で再投資する場合、工業用地の長期賃貸、賃貸後譲渡、弾力的年期譲渡等方式を柔軟に採用し、初期用地コストを下げることができます。具体的な方法は、現行の奨励・支援政策に従って実施されます。
- ③関連手続きを最適化・簡略化：**外商投資企業が全額出資方式によって国内で新規法人企業を設立し、その親会社がすでに取得している業界参入許可を申請する場合において、基本条件を満たしているとき、業界主管部門は法に従って手続きを最適化・簡略化し、処理時間を短縮することができます。
- ④支援政策を実施：**法に従って関連する税制支援政策を実施し、外国投資者が中国で再投資することを奨励し、より多くの効果的な投資を促進します。外商投資企業が国内で再投資する企業が投資する奨励プロジェクトは、輸入設備に関する支援政策を享受することができます。
- ⑤外貨資金の使用を便利に：**外商投資企業が合法に得た外貨利益又は海外投資家が国内で合法に得た外貨利益を使用して国内で再投資を行う場合、関連する外貨資金は規定に従って国内で振替することができます。外商投資参入特別管理措置に適合し、且つ国内の投資プロジェクトが実質的で、法令に適合する前提の下で、外商投資企業が外貨資本金又はその為替変換所得の人民元資金を使用して国内で再投資を行う場合、投資企業又は株式譲渡者は、国内再投資登録手続きを行う必要はありません。
- ⑥金融支援と革新を強化：**条件を満たす外商投資企業の国内再投資に必要な外国関連株主のローン、パンダ債等に対して、管理プロセスを最適化し、グリーンレーン管理に組み込むことを奨励します。各種金融機関は、法に従ってコンプライアンスを保ち、リスクを管理する前提の下で、製品とサービスを革新し、外商投資企業の国内再投資に対して金融サービスと支援を提供することができます。

さらに、『通知』は、奨励措置の適用状況を明確にし、外資企業の国内投資情報報告の試行を推進し、部門間の情報共有を強化し、外商投資を促進する評価方法を最適化する等の要求を示しました。

『通知』が発表された後、国家発展改革委員会と関連主管部門は、具体的な実施を適切に行います。これには、適宜新しい一連の重大な外資プロジェクトを発表し、より多くの条件を満たす再投資プロジェクトをリスト管理とフォローアップサービスに組み込み、プロジェクトの迅速な実施を促進するためのグリーンレーンを開設することが含まれます。同時に、現在の外資企業の再投資が注目する重点分野に応じて、新しい『外商投資奨励産業目録』を研究・発表し、外資をより多く先進製造業、現代サービス業、ハイテク、環境保護等の分野や中国の中部・西部・東北部地域に誘導します。

以上

(作成：公関部 翁穎春)

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 『個人情報越境認証弁法』について（1）

Q: 最近発表された『個人情報越境認証弁法』について、教えてください。

<法律・法規><データ越境><個人情報の国外移転認証><個人情報保護>

A: 2025年10月14日、国家インターネット情報弁公室と国家市場監督管理総局が共同で『個人情報越境認証弁法』（以下『弁法』と略称）を公布し、2026年1月1日から施行されます。『弁法』では、個人情報の越境（国外移転）認証の適用ケース、認証の申請方法、認証の要求事項、認証証書の有効期限、専門認証機関が果たすべき義務等について具体的に規定されています。

1. 『弁法』の発表の背景と中国のデータの国境を越える流動の制度体系の確立

2016年以降、中国は『サイバーセキュリティ法』、『データセキュリティ法』、『個人情報保護法』、『ネットワークデータ安全管理条例』など次々と発表し、データの越境流動に対して基本的な規定を設けました。特に2021年に発表された『個人情報保護法』第38条（太字及び下線が重点内容です）によると、専門機関による個人情報保護認証を受けることは、個人情報を国外に提供する法定的な方法の一つとなっています。

第38条 個人情報処理者が業務等の必要により、中華人民共和国の国外に個人情報を提供する確たる必要がある場合、以下の条件のうちひとつを備えていなければならない。

- (1) 本法第40条の規定に基づき、国家ネットワーク情報部門が組織する安全評価に合格している。
 - (2) 国家ネットワーク情報部門の規定に従い、専門機関による個人情報保護認証を受けている。
 - (3) 国家ネットワーク情報部門が制定する標準契約に従って国外の受領者と契約を締結し、双方の権利と義務を約定している。
 - (4) 法律、行政法規又は国家ネットワーク情報部門が規定するその他の条件。
-

そのために、国家インターネット情報弁公室は2022年から、次々と『データ出国安全評価弁法』、『個人情報保護認証の実施に関する公告』、『個人情報出国標準契約弁法』、『データ越境移転の促進及び規範化に関する規定』等を発表しました。データ越境における安全評価、個人情報の越境における標準契約等の管理システムの実施の道筋を明確にし、自由貿易試験区におけるデータ越境のネガティブリスト制度を確立しました。そして今回の『弁法』の発表により、認証の方式によって個人情報を国外に提供する具体的な実施の道筋が明確になり、個人情報保護法で定められたデータの越境における安全評価、個人情報保護認証、個人情報の越境における標準契約等の越境制度設計が全面的に実施されたことを示し、中国のデータの越境流動制度体系が全面的に確立されたことを意味します。

※ 上記に関連する一部の法律・法規の具体的な説明については、当社の公式ウェブサイト（www.shcs.com.cn）に掲載されている以下のビジネスQ&Aを参照してください。

◆ 「データ出国安全評価弁法」及び「データ出国安全評価申告ガイド（第一版）」について（1）、（2）、（3）

華鐘コンサルタントグループ会員専用

- ✧ [「個人情報出国標準契約弁法」について（1）、（2）](#)
- ✧ [「データ越境移転の促進及び規範化に関する規定」について（1）、（2）、（3）、（4）](#)

2. 『弁法』の主な内容

『弁法』は計 19 条あり、以下の内容について規定しています（以下に示す表はすべて『弁法』から引用したものであり、太字及び下線が重点内容です）。

(1) 適用範囲、関連定義、主管機関の明確化

『弁法』は適用範囲を明確にし、個人情報の越境認証の定義や、主管機関である国家ネットワーク情報部門と国家市場監督管理部門それぞれの職責についても明確化しました。

第 2 条

個人情報処理者が個人情報保護認証の方式によって中華人民共和国外に個人情報を提供する場合、本弁法を適用する。

第 3 条

本弁法にいう個人情報越境認証とは、「中華人民共和国個人情報保護法」第 38 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、法に基づいて個人情報保護認証資格を取得した専門認証機関が、個人情報処理者による中華人民共和国外に個人情報を提供する等の個人情報処理活動が、関連する法律、行政法規、部門規則、規格、技術規範に適合していることを証明する合格評価活動を指す。

第 4 条

国家ネットワーク情報部門は、国家データ管理部門及びその他の関係部門と共同で、個人情報越境認証関連の規格、技術規範を制定する。国家市場監督管理部門は、国家ネットワーク情報部門と共同で、個人情報保護認証規則、統一認証証書及び標示を策定する。

(2) 個人情報越境認証の適用状況を明確化

『弁法』の第 5 条では、個人情報越境認証が適用されるための条件を明確にし、個人情報処理者が数量を分割する等の手段を用いて認証を回避してはならないとしています。

第 5 条

個人情報処理者が個人情報越境認証の方式によって国外に個人情報を提供する場合、同時に以下の状況に適合しなければならない。

- (1) 重要情報インフラ運営者ではないこと
- (2) 当年 1 月 1 日から累計で 10 万人以上 100 万人未満の個人情報（デリケートな個人情報を含まない）又は 1 万人未満のデリケートな個人情報を国外に提供すること

前項にいう国外に提供する個人情報には、重要なデータを含まない。

法律、行政法規又は国家ネットワーク情報部門に別段の規定がある場合は、その規定による。

個人情報処理者は、数量の分割等の手段を講じて、法に基づき越境安全評価を経るべき個人情報を個人情報越境認証の方式によって国外に提供してはならない。

「『個人情報越境認証弁法』について（2）」へ続く

作成：公関部 楊穎春

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 『個人情報越境認証弁法』について（2）

Q: 最近発表された『個人情報越境認証弁法』について、教えてください。

<法律・法規><データ越境><個人情報の国外移転認証><個人情報保護>

A: 2025年10月14日、国家インターネット情報弁公室と国家市場監督管理総局が共同で『個人情報越境認証弁法』（以下『弁法』と略称）を公布し、2026年1月1日から施行されます。『弁法』では、個人情報の越境（国外移転）認証の適用ケース、認証の申請方法、認証の要求事項、認証証書の有効期限、専門認証機関が果たすべき義務等について具体的に規定されています。

「『個人情報越境認証弁法』について（1）」より続く

2. 『弁法』の主な内容

(3) 個人情報処理者が認証を申請して国外に個人情報を提供する前に果たすべき義務を明確化

『個人情報保護法』、『ネットワークデータ安全管理条例』の規定に基づき、『弁法』では、個人情報の処理者が認証を申請して国外に個人情報を提供する前に果たすべき義務を細分化し、個人情報保護影響評価の重点的な内容について以下の通り明示しています。

第6条

個人情報処理者は、認証を申請して国外に個人情報を提供する前に、法律、行政法規の規定に従い、告知、個人単独の同意の取得、個人情報保護影響評価実施等の義務を履行しなければならない。個人情報保護影響評価は、以下の内容を重点的に評価する。

- (1) 個人情報処理者及び国外の受領者による個人情報の処理の目的、範囲、方法等の合法性、正当性、必要性
- (2) 越境する個人情報の規模、範囲、種類、機微性の程度、個人情報越境が国家安全、公共の利益、個人情報の権益にもたらす可能性のあるリスク
- (3) 国外の受領者が引き受けることを承諾した義務、及び義務履行のための管理的及び技術的措置、能力等が越境する個人情報の安全を保障することができるか否か
- (4) 個人情報越境後、改ざん、破壊、漏洩、紛失、不法利用等されるリスク、個人情報の権益を維持するためのチャネルが円滑であるか否か等
- (5) 国外の受領者が所在する国又は地域の個人情報保護政策及び法規が、越境する個人情報の安全及び個人情報の権益に与える影響
- (6) その他個人情報越境の安全に影響を及ぼす可能性のある事項

(4) 個人情報の越境認証の申請方法、認証要件、認証証書の有効期限を明確化する

『弁法』では、中国国内に所在する個人情報処理者のみならず、国外に所在する個人情報処理者に対しても関連する申請方法を明確にし、専門認証機関が従うべき法令についても明確にしました。ま

華鐘コンサルタントグループ会員専用

た、認証証書の有効期限は3年と定められ、事前に延長申請を行うことができます。

第7条

個人情報処理者が認証方式を通じて国外に個人情報を提供する場合、専門認証機関に個人情報越境認証を申請しなければならない。

中華人民共和国国外の個人情報処理者が個人情報越境認証を申請する場合、その者が国内に設立した専門機関又は指定した代表者が申請を補助しなければならない。

第8条

専門認証機関は、認証基本規範、個人情報保護認証規則に従って個人情報越境認証活動を展開しなければならない。認証要求に適合する場合、専門認証機関は速やかに認証証書を発行しなければならない。

認証証書の有効期間は3年とする。 証書の期限が切れても継続して使用する必要がある場合、個人情報処理者は有効期間満了前6ヶ月までに認証申請を提出しなければならない。

(5) 専門認証機関が果たすべき義務を明確化

『弁法』では、専門認証機関が全国認証認可情報公共サービスプラットフォームに個人情報の越境認証証書の関連情報をタイムリーに報告し、関連する活動に違反がある場合に主管機関に報告する義務があることを明確にしています。また、個人情報保護認証資格を取得してから10営業日以内に国家ネットワーク情報部門に登録するよう求めています。

第9条

専門認証機関は、認証証書を発行した後、又は認証証書の状態に変化が生じた後、5営業日以内に、全国認証認可情報公共サービスプラットフォームに対し、個人情報越境認証証書関連情報（認証証書番号、認証取得個人情報処理者名称、認証範囲及び証書状態変化情報等を含む）を報告しなければならない。

国家市場監督管理部門は国家ネットワーク情報部門と認証情報共有メカニズムを構築する。

第11条

専門認証機関は、認証活動の展開において、個人情報越境活動が法律、行政法規及び国家の関連規定に違反していることを発見した場合、速やかに国家ネットワーク情報部門及び関連部門に報告しなければならない。

第12条

個人情報越境認証を展開する専門認証機関は、国家市場監督管理部門が個人情報保護認証資格の取得を批准した日から10営業日以内に、国家ネットワーク情報部門に備案手続きをしなければならない。

「『個人情報越境認証弁法』について（3）」へ続く
(作成：公関部 楠穎春)

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 『個人情報越境認証弁法』について（3）

Q: 最近発表された『個人情報越境認証弁法』について、教えてください。

<法律・法規><データ越境><個人情報の国外移転認証><個人情報保護>

A: 2025年10月14日、国家インターネット情報弁公室と国家市場監督管理総局が共同で『個人情報越境認証弁法』（以下『弁法』と略称）を公布し、2026年1月1日から施行されます。『弁法』では、個人情報の越境（国外移転）認証の適用ケース、認証の申請方法、認証の要求事項、認証証書の有効期限、専門認証機関が果たすべき義務等について具体的に規定されています。

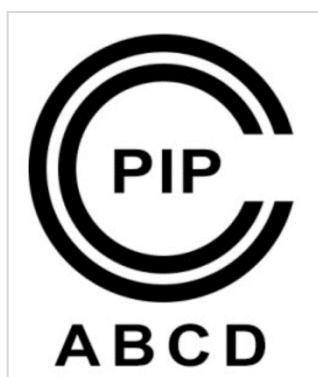
「『個人情報越境認証弁法』について（2）」より続く

3. 個人情報越境認証と一般的な個人情報保護認証及びデータ越境監督の関係について

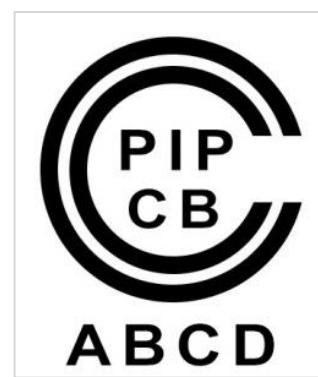
今回発表された『弁法』で構築された個人情報越境認証は、中国の一般的な認証システムとデータの越境監督における新しい制度であり、個人情報越境認証制度は関連する制度と共同で中国のデータ越境監督の完全なシステムを構築しています。以下では、『弁法』と関連する制度の適用関係について概要を説明します。

（1）個人情報越境認証と一般的な個人情報保護認証

最初の項目で述べたように、今回の『弁法』は、『個人情報保護法』第38条の実施を政策的に支持しています。『個人情報保護法』第62条で規定されている「関連機関による個人情報保護認証サービスの実施を支援する」という内容は、2022年にすでに『個人情報保護認証の実施に関する公告』を通じて個人情報保護認証を開始し、個人情報処理者が認証の方式によって個人情報保護能力を向上させるよう奨励し、『個人情報保護認証実施規則』を明確にしました。この規則では、個人情報保護認証の認証根拠について規定し、個人情報の処理者はGB/T 35273『情報セキュリティ技術 個人情報セキュリティ規範』の要求を満たさなければなりません。また、越境処理活動を行う個人情報の処理者は、TC260-PG-20222A『個人情報の越境処理活動セキュリティ認証規範』の要求も満たさなければならないとされ、越境処理活動を含まない個人情報保護認証マークと、越境処理活動を含む個人情報保護認証マークの2種類の認証マーク（下図参照）を明確にしました。



越境処理活動を含まない個人情報保護認証マーク
「ABCD」は認証機関の識別情報を表します



越境処理活動を含む個人情報保護認証マーク
「ABCD」は認証機関の識別情報を表します

華鐘コンサルタントグループ会員専用

したがって、今回の『弁法』で明確にされた個人情報の越境認証は、特別な種類の個人情報保護認証であり、一般的な個人情報保護認証の標準的な要求に加えて、個人情報の越境に関する特別な要求を満たし、専用の認証マークを持っています。『弁法』は2026年1月1日に実施されると、『個人情報保護認証の実施に関する公告』と連携し、個人情報の越境認証の制度的規範体系を共同で構築します。また、『弁法』の第18条では、「本弁法の施行前に制定された個人情報越境認証に関する関連規定が本弁法と一致しない場合、本弁法に従って執行する。」と規定されており、制度間の適用効力をさらに明確にしています。

(2) 個人情報の越境認証と標準契約、安全評価の関係

2021年に発表された『[個人情報保護法](#)』は、安全評価、個人情報保護認証、標準契約など、個人情報の越境に関する制度を明確にしました。2024年に発表された『[データの越境流動を促進し規範化する規定](#)』は、さらにこの3つの経路の適用範囲を具体的に定めており、安全評価の範囲内にある場合は、「標準契約」と「認証」を適用することができません。一方、「標準契約」と「認証」の適用範囲は、重要な情報インフラの運営者でない場合、その年の1月1日から累計で、国外に10万人以上100万人未満の個人情報（センシティブな個人情報は除く）又は1万人未満のデリケートな個人情報を提供する場合で、個人情報が重要なデータを含まない場合です。

注目すべきは、越境認証は、国外で国内の自然人の個人情報を直接処理する企業にも適用可能であることです。『弁法』の第7条は、この点について特別に規定しています。「中華人民共和国外の個人情報処理者が個人情報越境認証を申請する場合、その者が国内に設立した専門機関又は指定した代表者が申請を補助しなければならない。」という条項は、国外の個人情報の処理者に操作方法を明示しています。

また、一度に契約を締結する「標準契約」と違い、認証は特定の処理活動に対する体系的な「包括的なコンプライアンス」です。認証は、認可を受けた認証機関によって継続的に監督され、認証結果は取り消される可能性があります。これにより、対外提供者はデューデリジェンスと継続的な監視において人的・事務的なコストを節約し、同様チェックを繰り返す必要がなくなります。さらに、「標準契約」の方式によって対外的に個人情報を提供する場合、個人情報処理者は、標準契約が有効になった日から10営業日以内にデータの越境申告システムに登録する必要があります。これにより、異なる受領者に頻繁に個人情報を提供する中国内の主体は、「認証」方式を選択して事務的な負担を軽減する傾向があります。

現在、中国は効率的で便利かつ安全なデータの越境流動メカニズムを段階的に確立しています。したがって、今回の『弁法』の発表は、中国の個人情報の越境管理システムの完全な構築を示しており、これにより、中国の法治化されたビジネス環境がさらに最適化され、デジタル経済の健全で持続可能な発展が促進されます。

以上

(作成：公関部 楠穎春)

華鐘コンサルタントグループ会員専用

★ 中国ビジネス相談Q&A

■ 2025年度第3四半期における中国各地の最低賃金基準について

Q：中国各地の最新の最低賃金基準を教えて下さい。

<賃金><最低賃金基準>

A：中国で2025年9月30日までに発表された、最新の省・市・自治区の最低賃金基準は以下の通りです。

1. 最低賃金基準

中国で2025年9月末までに発表された、最新の省・市・自治区の最低賃金基準は以下の通りです(着色部分が2025年第3四半期の新規公布)。

中国各省・市・自治区の月額最低賃金基準 (単位：人民元)

No.	地域	実施日	最低月給額(一地域内で異なる基準のある場合は複数表示)			
1	上海	2025.07.01	2,690→2,740			
2	天津	2025.09.01	2,320→2,510			
3	広東(深圳除く)	2025.03.01	2,500	2,080	1,850	1,750
	広東深圳	2025.03.01	2,520			
4	北京	2025.09.01	2,420→2,540			
5	浙江	2024.01.01	2,490	2,260	2,010	
6	江蘇	2024.01.01	2,490	2,260	2,010	
7	山東	2025.10.01	2,200→2,400	2,010→2,210	1,820→2,020	
8	陝西	2023.05.01	2,160	2,050	1,950	
9	新疆	2025.01.01	2,070	1,890	1,750	
10	河北	2023.01.01	2,200	2,000	1,800	
11	内蒙古	2024.12.01	2,270	2,200	2,140	
12	山西	2025.01.01	2,150	2,050	1,950	
13	河南	2024.01.01	2,100	2,000	1,800	
14	貴州	2025.02.01	2,130	1,980	1,890	
15	雲南	2024.10.01	2,070	1,920	1,770	
16	湖北	2024.02.01	2,210	1,950	1,800	
17	江西	2024.04.01	2,000	1,870	1,740	
18	遼寧	2024.05.01	2,100	1,900	1,700	
19	安徽	2025.09.01	2,060→2,320	1,930→2,170	1,870→2,100	1,780→2,000
20	四川	2025.01.01	2,330	2,200		
21	福建	2025.04.01	2,265	2,195	2,045	1,895
22	重慶	2025.01.01	2,330	2,200		
23	黒龍江	2024.05.01	2,080	1,850	1,750	
24	吉林	2024.10.01	2,120	1,920	1,780	
25	寧夏	2025.10.01	2,050→2,235	1,900→2,080		
26	甘肅	2023.11.01	2,020	1,960	1,910	1,850
27	海南	2023.12.01	2,010	1,850		
28	西藏	2025.11.01	2,100→2,360			
29	广西	2025.07.01	2,200	2,040	1,870	
30	湖南	2025.09.01	2,100→2,200	1,900→2,000	1,700→1,800	
31	青海	2025.05.01	2,080			

華鐘コンサルタントグループ会員専用

2. 最低賃金に関する諸規定

1) 関連規定

- ① 「最低賃金規定」（労働社会保障部令第21号、2004年3月1日施行。中国語：「[最低工資規定](#)」）
 ② 地方政府が公布した最低賃金規定

2) 最低賃金とは

最低賃金とは、労働者が法定労働時間又は労働契約にて約定した労働時間内に正常な労働を提供した場合、雇用単位が支払うべき最低の労働報酬をいいます。労働者が法に拠り享受する年次有給休暇、帰省休暇、結婚休暇、服喪休暇、生育（出産）休暇、避妊手術休暇等、国が定める休暇期間中、及び法定労働時間内に法に拠り社会活動に参加した時間は、正常労働を提供したとみなします。

3) 最低賃金に含まない項目

労働者が正常労働を提供した場合、雇用単位が以下の項目を控除した後の賃金は、所在地の最低賃金を下回ってはなりません。

① 全国共通

- a) 時間外労働報酬
- b) 遅番、夜勤、高温、低温、井下、有毒有害等の特殊労働環境、条件により支払う手当
- c) 法律法規と国が定める労働者の福利待遇等。主には、以下の項目が含まれます。
 - ・労働者に研修を受けさせる費用
 - ・国家労働安全衛生規定に基づき労働者に発給する費用と用品及び雇用単位が独自で発給する作業用品（作業服等）
 - ・労働者に支給する医療衛生費、弔慰金、帰省旅費、計画生育補助金、生活困難補助金、冬季暖房手当、防暑降温費等。

② 地方適用

上記に加えて各地方の規定がありますので、注意が必要です。

地方	最低賃金に含まない項目	注意事項
上海市	<ul style="list-style-type: none"> ・上記①a)～c) ・社会保険及び住宅積立金の個人納付部分 ・食事手当・通勤手当・住宅手当（※） 	（※）食事手当・通勤手当・住宅手当を除いた額が最低賃金基準を下回ることは不可。
北京市	<ul style="list-style-type: none"> ・上記①a)～c) ・社会保険及び住宅積立金の個人納付部分 	
江蘇省	<ul style="list-style-type: none"> ・上記①a)～c) ・住宅積立金の個人納付部分 	
寧夏回族自治区	<ul style="list-style-type: none"> ・上記①a)～c) ・住宅積立金の個人納付部分 ・食事手当・通勤手当・住宅手当（※） 	（上海市と同じ）
その他省・市	上記①a)～c)	

以上

(作成：HR 諮詢部 楊建成)

★ 中国ビジネス相談Q&A

■ 鋼鉄、セメント、アルミ精錬業界を全国炭素排出権取引市場に組み込むことについての説明（1）

Q: 中国の全国炭素排出権取引市場に鋼鉄、セメント、アルミ精錬業界を組み込むことについて、教えて下さい。

<法律・法規><環境><炭素排出>

A: 2025年3月20日、中国生態環境部は『[全国炭素排出権取引市場における鋼鉄、セメント、アルミ精錬業界の実施計画](#)』（以下「計画」という）を発表しました。鋼鉄、セメント、アルミ精錬の3つの業界が全国炭素排出権取引市場の管理に組み込まれることが明確にされ、対象となる温室効果ガスは二酸化炭素(CO₂)、四氟化炭素(CF₄)、六氟化二炭素(C₂F₆)です。

1. 鋼鉄、セメント、アルミ精錬業界を全国炭素排出権取引市場に組み込む意義

- 1) 中国の全国炭素排出権取引市場は、2021年に取引を開始した世界最大の排出量をカバーする炭素市場ですが、発電業界のみが対象であり、取引主体が高度に同質化されていたため、市場の活性度が低く、市場メカニズムによる炭素排出管理の調整効果が十分に発揮されませんでした。今回の「計画」によりカバー範囲が拡大されることで、より広い範囲、より広い分野、より深いレベルで市場メカニズムの役割を発揮し、炭素排出削減のインセンティブと制約の新しい局面を構築することができます。
- 2) 現在の全国炭素排出権取引市場で管理されている発電業界の二酸化炭素排出量は、全国排出総量の約40%を占めていますが、鋼鉄、セメント、アルミ精錬業界を組み込むことで、全国炭素排出総量の60%以上に達するようになります。これにより、今後、炭素排出の正確な計算、科学的な炭素排出目標の設定、柔軟な炭素排出削減手段を選ぶことで、全国炭素市場のカバー範囲、業界の炭素排出総量と強度をより効果的に管理することができます。
- 3) 鋼鉄、セメント、アルミ精錬業界は、火力発電業界に次ぐ中国の高排出業界であり、炭素排出量が大きく、炭素排出強度が高く、高炭素ロッキン効果が強い業界です。「計画」により、3つの業界を全国炭素市場の管理に組み込むことで、遅れた生産能力を速やかに淘汰し、業界を「高炭素依存」から「低炭素競争力」に転換し、低炭素技術の革新と応用を加速します。
- 4) 全国炭素市場のカバー範囲が拡大されることで、単一業界市場から複数業界が互換性のある市場に変わり、エネルギー活動排出管理からエネルギー活動と工業プロセス管理を兼ね備えたものに変わり、単一の二酸化炭素排出から複数の温室効果ガス管理に変わります。これにより、参加主体をさらに豊富にし、市場の活性を高めることで、社会全体の排出削減コストをより効果的に下げることができます。
- 5) 全国炭素市場の拡張により、炭素検証、炭素監視、炭素コンサルティング、炭素金融等の新興分野がより速く発展し、完全性を備えていくものと見られます。また、低炭素転換と質の高い発展に向

華鐘コンサルタントグループ会員専用

けた資金を提供し、「投資-排出削減-利益-投資」という技術革新と応用の好循環を形成するための金融資本をより多く引き付けることができます。

2. 「計画」発表前後の全国炭素排出権取引市場のカバー範囲の比較

「計画」発表前後の全国炭素排出権取引市場のカバー範囲の違いをより明確に理解するため、業界管理、ガス排出種類、関連企業数等面向的比較を以下の通り整理しました。

項目	カバー範囲拡大前	カバー範囲拡大後
組み込まれる業界	発電	発電、鋼鉄、セメント、アルミ精錬
排出管理	エネルギー活動	エネルギー活動、工業プロセス
全国二酸化炭素排出総量の割合	40%	60%以上
重点排出単位数	約 2,200 件	約 3,700 件
カバーされる二酸化炭素排出量	約 50 億トン	約 80 億トン
温室効果ガスの種類	二酸化炭素 (CO ₂)	二酸化炭素 (CO ₂) : 発電、鋼鉄、セメント、アルミ精錬 四氟化炭素 (CF ₄) : アルミ精錬 六氟化二炭素 (C ₂ F ₆) : アルミ精錬
排出源		直接排出

3. カバー範囲の拡大の実施

1) 重点排出単位

- ①「計画」は、年間温室効果ガスの直接排出量が 2.6 万トンの二酸化炭素相当量に達する単位を重点排出単位とし、全国炭素排出権取引市場の管理に組み込むと明確にしました。
- ②「計画」は、全国炭素排出権取引市場の管理に組み込まれる重点排出単位は、同じ温室効果ガスの種類と同一業界の地方炭素排出権取引市場の炭素排出取引に参加しないことを明確にしました（注：中国のいくつかの地方炭素排出権取引市場は、以前から鋼鉄、セメント、アルミ精錬業界をすでに組み込んでいました）。

2) 実施段階

① 開始実施段階（2024 年 - 2026 年度）

2024 年は鋼鉄、セメント、アルミ精錬業界の最初の管理年度であり、2025 年までに初めての履行作業を完了します。開始実施段階の目標は、炭素排出管理の基盤を固め、企業が市場ルールに慣れるなどを促進することです。

② 深化・完全化段階（2027 年度以降）

予測が明確で、公開・透明な炭素排出割当の段階的な適度な引き締めメカニズムを確立し、政策・法規体系をより完全にし、監督管理体制をより健全にし、炭素排出データの真実性、正確性、完全性を全面的に強化します。

「鋼鉄、セメント、アルミ精錬業界を全国炭素排出権取引市場に組み込むことについての説明（2）」へ続く
(作成：会員部 許歓鑑)

★ 中国ビジネス相談Q&A

■ 鋼鉄、セメント、アルミ精錬業界を全国炭素排出権取引市場に組み込むことについての説明（2）

Q: 中国の全国炭素排出権取引市場に鋼鉄、セメント、アルミ精錬業界を組み込むことについて、教えて下さい。

<法律・法規><環境><炭素排出>

A: 2025年3月20日、中国生態環境部は『[全国炭素排出権取引市場における鋼鉄、セメント、アルミ精錬業界の実施計画](#)』（以下「計画」という）を発表しました。鋼鉄、セメント、アルミ精錬の3つの業界が全国炭素排出権取引市場の管理に組み込まれることが明確にされ、対象となる温室効果ガスは二酸化炭素(CO₂)、四氟化炭素(CF₄)、六氟化二炭素(C₂F₆)です。

「鋼鉄、セメント、アルミ精錬業界を全国炭素排出権取引市場に組み込むことについての説明（1）」より続く

3. カバー範囲の拡大の実施（続き）

3) 温室効果ガス排出の計算、報告、検証

① 技術規範

中国生態環境部は2024年9月13日と2025年1月21日に、セメント、アルミ精錬、鋼鉄業界の企業温室効果ガス排出計算報告と計算ガイドラインなどの6つの技術規範を発表しました（詳細は以下のリンクを参照）。

- a) [『企業温室効果ガス排出計算報告ガイドライン セメント業界』](#)
- b) [『企業温室効果ガス排出検証技術ガイドライン セメント業界』](#)
- c) [『企業温室効果ガス排出計算報告ガイドライン アルミ精錬業界』](#)
- d) [『企業温室効果ガス排出検証技術ガイドライン アルミ精錬業界』](#)
- e) [『企業温室効果ガス排出計算報告ガイドライン 鋼鉄業界』](#)
- f) [『企業温室効果ガス排出検証技術ガイドライン 鋼鉄業界』](#)

② 月次証拠

- a) 重点排出単位はデータ品質管理計画を立て、実施し、法に基づいて検査・検証を行い、炭素排出の重要なパラメーターを月次で証拠立て、全国炭素市場管理プラットフォーム（関連プラットフォームへのログインは「[全国炭素市場情報網](#)」を参照）にデータを報告します。
- b) 「国-省-市」の3段階データ品質審査を実施し、市レベルの生態環境部門が現場検査を行い、省レベルの生態環境部門が技術審査を行い、国家生態環境部がビッグデータクリーニングと定期的な検査を行います。

③ 年次報告検証

- a) 重点排出単位は年次排出報告書を作成し、全国炭素市場管理プラットフォームを通じて報告します。重点排出単位は報告データの真実性、完全性、正確性に責任を負います。

華鐘コンサルタントグループ会員専用

- b) 省レベルの生態環境部門は年次排出報告書を検証し、検証結果は炭素排出割当の配分と清算の根拠となります。

④ 炭素排出割当の配分、配布、清算、取引

- a) 「計画」は、生態環境部が国務院の関連部門と協力して、鋼鉄、セメント、アルミ精錬業界の年間炭素排出割当の総量と配分方法を定めることを明確にしました。

2024 年度	実際の炭素排出量に基づいて年間炭素排出割当の配分量を確定します。
2025～2026 年	炭素排出強度管理の考え方に基づいて年間炭素排出割当を配分します。
2027 年度以降	業界の先進レベルと対比して炭素排出割当の配分方法を定め、単位製品の炭素排出を継続的に減少させます。

- b) 省レベルの生態環境部門は、関連部門と協力して、年間炭素排出割当の総量と配分方法に基づいて、全国炭素排出権登録システムを通じて重点排出単位に割当を配布します。
- c) 重点排出単位は、毎年省レベルの生態環境部門に十分な炭素排出割当を清算し、炭素排出権取引システムを通じて炭素排出割当の取引を行います。

中国生態環境部の説明によると、全国炭素排出権取引市場のカバー範囲の拡大作業は 2023 年から開始され、発電、石油化学、化学、建材、鋼鉄、有色金属、紙、民間航空業界等 6,000 以上の排出単位の約 8 万件の炭素排出報告を整理・収集しました。鋼鉄、セメント、アルミ精錬業界が全国炭素排出権取引市場に組み込まれることで、今後カバー範囲がさらに多くの業界に拡大されることが予測されます。関連業界の企業は、炭素排出権取引市場の発展と企業自身の炭素排出管理にさらに注目する必要があります。

中国のカーボンピークアウト・カーボンニュートラル目標の段階的な実施と関連法制度の整備に伴い、当社も引き続き関連政策とその実施効果に注目し、会員企業が具体的な政策をより効果的に実施できるよう支援していきます。企業に何か関連する疑問点があれば、いつでも当社の会員部にご連絡ください (shcs@shcs.com.cn)。

以上

(作成：会員部 許歆鐸)

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 中国初の電器電子製品の有害物質管理に関する強制的国家標準を発表（1）

Q: 中国 RoHS の最初の強制的国家標準について、教えて下さい。

<法律・法規><強制的国家標準><中国 RoHS><電器電子製品><有害物質の管理>

A: 2025 年 8 月 1 日、中国 RoHS（中国の電器電子製品の有害物質の管理）分野における最初の強制的国家標準 [『電器電子製品の有害物質の使用制限に関する要求』\(GB 26572-2025\)](#)（以下『新標準』という）が国家標準化管理委員会の承認を経て発表され、2027 年 8 月 1 日に正式に実施されます。

1. 『新標準』の発表の背景

中国は世界最大の電器電子製品の生産国であり、消費国でもあります。科学技術の急速な発展と消費需要の継続的な増加に伴い、携帯電話、家庭用電化製品、オフィス電子機器、文化教育電子製品等は日常生活で広く普及し、応用されています。統計によると、2025 年上半年、中国のスマートフォンの生産台数は 5 億 6,300 万台、小型コンピュータ機器の生産台数は 1 億 6,600 万台に達しました。また、中国の家庭におけるエアコンの保有台数は 7 億 8,000 万台、カラーテレビは 5 億 5,000 万台、冷蔵庫は 5 億 3,000 万台、洗濯機は 5 億 200 万台、電気給湯器は 4 億 6,000 万台にのぼります。電器電子製品は量が多く、広く使われており、人々の生産と生活と密接に関連しています。使用段階でも、廃棄後の処理段階でも、有害物質を制御しない場合、使用者に長期的な健康リスクをもたらす可能性があります。

このため、電器電子製品における重金属や持続不可能な有機汚染物質等の有害物質の管理は、国際社会の共通認識でもありました。2000 年以来、EU、アメリカ、日本等の経済圏は次々と電器電子製品の有害物質の使用制限に関する法令を発表しました。中国は 2006 年に『電子情報製品汚染管理弁法』を公布し、電器電子製品の設計、生産等の段階に要求を出し、有害物質の使用を根本から減らし始めました。2016 年、工業情報化部等の 8 部門は、元の管理弁法に基づいて、[『電器電子製品有害物質使用制限管理弁法』](#)（以下『管理弁法』という）を発表し、「達成基準管理目録+合格評価+後監督」の管理制度を全面的に実施し、段階的に中国 RoHS 管理システムを確立しました。2019 年、工業情報化部と市場監督管理局は共同で [『電器電子製品有害物質使用制限合格評価制度実施計画』](#) を発表し、次々と一連の詳細な関連政策を打ち出し、有害物質の根本的な管理を強化し、携帯電話、コンピュータ、エアコン、洗濯機等の 12 種類の製品の生産又は輸入企業に対して、国が統一的に推進する自主的な認証又は自己申告の方法による合格評価を行い（右図参照）、その結果を電器電子製品の有害物質の使用制限（中国 RoHS）の公共サービスプラットフォーム（※）に報告するように求めました。

今回の『新標準』は、中国 RoHS 分野における最初の強制的国家標準です。その導入は、中国 RoHS 管理システムをさらに改善し、企業が生産する基準を持ち、消費者が購入するための識別マークを持ち、政府が監督する手がかりを持ち、産業発展が保障される統治構造を早く構築する



自主的な認証製品の合格評価識別マーク



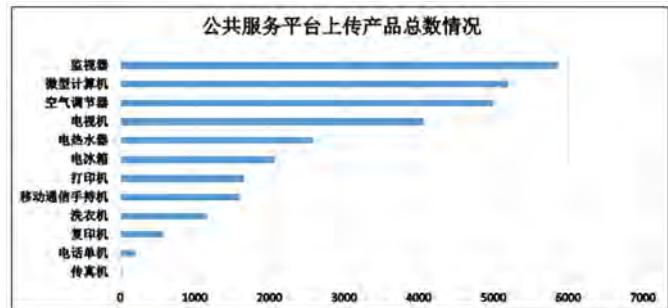
自己申告製品の合格評価識別マーク

華鐘コンサルタントグループ会員専用

のに役立ちます。

※ 中国 RoHS 公共サービスプラットフォームは、工業情報化部が市場監督管理局と共同で構築し、2019年12月に正式に稼働を開始しました。これは、電器電子製品の有害物質の使用制限に関する合格評価情報を統一的に管理し、合格評価の結果を公表するためのもので、合格評価情報の報告、公開検索、統計分析、情報発信等の機能を備えています。2025年7月までに、1,400社以上の企業の3万種類以上の電器電子製品が合格評価を完了し、管理要求を満たしています。上図は、現在のプラットフォームにアップロードされた製品の総数の状況を示しており、数量順に並べると、モニター、小型コンピュータ、エアコン、テレビ、電気給湯器、冷蔵庫、プリンター、携帯電話、洗濯機、コピー機、電話機、ファクシミリ等の製品となっています。

➤ 中国 RoHS 公共サービスプラットフォームの公式ウェブサイト：<https://chinarohs.miit.gov.cn/>



2. 『新標準』の主な内容

『新標準』は中国 RoHS 管理分野における最初の強制的国家標準であり、規定する電器電子製品の有害物質の種類、制限基準、検査方法等は、国際 RoHS の管理要求と一致しています。また、『新標準』は中国国内で生産、販売、輸入される電器電子製品に適用され、2016年に発表された『管理弁法』と一致しています。

(1) 製品の分類と管理要求を明確化する

『管理弁法』に基づき、『新標準』も、製品が 2019 年に発表された 『電器電子製品有害物質使用制限達成基準管理目録』（以下『管理目録』という、現在は第 1 弾）に含まれるかどうかを基に、異なるレベルの管理を実施します。

『管理目録』について、今後、工業情報化部は、中国の電器電子産業の技術工法レベルの発展状況を考慮し、より多くの新しいカテゴリー、新しい種類の電器電子製品を対象に有害物質の管理に関する調査評価を行い、段階的により多くの製品を達成基準管理目録に組み込み、管理範囲を拡大していきます。

分類	製品カテゴリー	管理要求	対応する『新標準』の章
I類	『管理目録』に組み込まれた製品（合計 12 種類の製品）： 冷蔵庫、エアコン、洗濯機、電気給湯器、プリンター、コピー機、ファクシミリ、テレビ、モニター（ディスプレイ）、小型コンピュータ（パソコン）、携帯電話、電話機（固定電話）	重点管理：強制的制限量適合+強制的表示 ◆ 関連製品に含まれる 10 種類の有害物質は、制限量要求を満たしている必要があり、有害物質管理表示を付けて、各部品に含まれる有害物質の含有状況を開示する等、情報の透明性を保証し、消費者が識別しやすく、廃棄製品の分類処理をリサイクル処理企業が行いやすいようにする。	『新標準』の第 5 章制限量要求、第 6 章表示要求を参照
II類	『管理目録』に組み込まれていない製品	制限量適合を奨励+強制的表示 ◆ 企業は有害物質管理表示を付けて、各部品に含まれる有害物質の含有状況を開示する等する必要がある。	『新標準』の第 6 章表示要求を参照

「中国初の電器電子製品の有害物質管理に関する強制的国家標準を発表（2）」へ続く

（作成：公関部 楊穎春）

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 中国初の電器電子製品の有害物質管理に関する強制的国家標準を発表（2）

Q: 中国 RoHS の最初の強制的国家標準について、教えて下さい。

<法律・法規><強制的国家標準><中国 RoHS><電器電子製品><有害物質の管理>

A: 2025 年 8 月 1 日、中国 RoHS（中国の電器電子製品の有害物質の管理）分野における最初の強制的国家標準 [『電器電子製品の有害物質の使用制限に関する要求』\(GB 26572-2025\)](#)（以下『新標準』という）が国家標準化管理委員会の承認を経て発表され、2027 年 8 月 1 日に正式に実施されます。

「中国初の電器電子製品の有害物質管理に関する強制的国家標準を発表（1）」より続く

2. 『新標準』の主な内容

(2) 有害物質の限量要求を明確化する

『新標準』では、鉛、水銀、カドミウム、六価クロムの 4 種類の重金属元素と、ポリ臭化ビフェニル、ポリ臭化ジフェニルエーテル、4 種類のフタル酸エステル類物質等 6 種類の持続不可能な有機汚染物質（合計 10 種類の有害物質）について、電器電子製品における含有量に強制的限度量要求を設けています（詳細は『新標準』の付録 A を参照）。これにより、関連する生産企業に効果的な制約を課し、業界全体のコンプライアンスレベル向上を促進します。

注意が必要なのは、近年の国際社会における有害物質管理の強化と中国の電器電子製品生産技術工法のグリーン化レベルの向上に伴い、中国の業界主管部門は 2024 年 6 月に、2011 年に発表された推奨国家標準『電子電気製品における使用制限物質の限度量要求』(GB/T 26572-2011) を改訂し、4 種類の有害物質（4 種類のフタル酸エステル類物質）を追加したことです。今回、推奨国家標準から強制的国家標準に昇格した『新標準』は、10 種類の有害物質を管理する要求を継続し、シームレスな接続を実現しました。

(3) 表示要求を明確化する

『新標準』では、識別マーク、有害物質の情報開示、技術的なサポート文書の保存等の要求を通じて、有害物質の管理結果が追跡可能で検証可能であることを保証しています。企業が QR コードや電子表示等のデジタル技術を使用して情報識別を行うことで、消費者は製品を選択する際に、製品内の有害物質に関する情報を迅速で、包括的かつ正確に把握することができます。

① 共通要求

以下の表は、『新標準』第 6 章の識別に関する共通要求の内容を引用しています（重点内容は太字及び下線で示し、一部省略しています、以下同様）。詳細については、『新標準』及び関連する付録 B・C を参照してください。

6. 1 共通要求

6. 1. 1 **電器電子製品の製造者又は輸入者は**、本章の要求に従って、製品に含まれる有害物質の情報を識別しなければならない。

華鐘コンサルタントグループ会員専用

6.1.2 生産に伴う部品の調達については、電器電子製品の有害物質使用制限の識別が不要とされる。この場合、供給者は、調達者の要求に従って、識別に必要なすべての情報を提供しなければならない。

6.1.3 売却済みの電器電子製品の修理、返品、交換等のアフターサービス用部品については、電器電子製品の有害物質使用制限の識別が不要とされる。この場合、供給者は、6.5の要求に従って、その部品に含まれる有害物質の情報の技術的なサポート文書を保存しなければならない。

②識別要求

『新標準』では、電器電子製品の製造者又は輸入者が、製品に含まれる有害物質の含有状況に応じて、以下の図1又は図2に従って製品をマークすることを明確にしています。製品のすべての均質材料に含まれる有害物質の含有量が『新標準』の付録Aに定められた限界値を満たしている場合にのみ、企業は製品の表面に図1に示されたマークを付けることができます。そうでない場合は、図2のマークを付ける必要があります、その製品はさらに有害物質の含有情報を提供する必要があります（具体的には、『新標準』の第6.3節を参照）

電器電子製品の有害物質使用制限マークの内容は、「電器電子製品に有害物質が含まれているか」、「電器電子製品の環境にやさしい使用期限」及び「電器電子製品がリサイクル可能か」という3つの部分を含んでいます。

電器電子製品の有害物質使用制限マーク

図1		<ul style="list-style-type: none"> ➤ マークは通常緑色で、当該電器電子製品には有害物質が含まれておらず、環境にやさしい製品であり、リサイクル可能であることを示しています。 ➤ 図形の中央の文字「e」は、電器電子製品 (electrical and electronic product) と環境保護 (environmental) を表します。 ➤ 図形の外側の矢印付きの線は、循環する円を形成し、電器電子製品がリサイクル可能であることを示します。
図2		<ul style="list-style-type: none"> ➤ マークは通常オレンジ色で、当該電器電子製品には有害物質が含まれているものの、環境にやさしい使用期限内では安心して使用できることを示しています。 ➤ 図形の中央には、電器電子製品の環境にやさしい使用期限を示す交換可能な数字があります。 ➤ 図形の外側も、矢印付きの線で構成された循環する円で、電器電子製品がリサイクル可能であることを示しています。

「中国で初めての電器電子製品の有害物質の管理に関する強制的国家標準を発表（3）」へ続く

（作成：公関部 翁穎春）

★中国ビジネス相談Q & A

■ 中国初の電器電子製品の有害物質管理に関する強制的国家標準を発表（3）

Q: 中国 RoHS の最初の強制的国家標準について、教えて下さい。

<法律・法規><強制的国家標準><中国 RoHS><電器電子製品><有害物質の管理>

A: 2025 年 8 月 1 日、中国 RoHS（中国の電器電子製品の有害物質の管理）分野における最初の強制的国家標準 『電器電子製品の有害物質の使用制限に関する要求』(GB 26572-2025)（以下『新標準』という）が国家標準化管理委員会の承認を経て発表され、2027 年 8 月 1 日に正式に実施されます。

「中国初の電器電子製品の有害物質管理に関する強制的国家標準を発表（2）」より続く

2. 『新標準』の主な内容

(3) 表示要求を明確化する

③記載要求と資料の保存

『新標準』は、電器電子製品の製造者又は輸入者が製品に有害物質の使用制限に関するマークをどのように付けるかについて具体的な要求を明確にしました。また、関連する技術的なサポート文書の保存期間も定められ、製品のトレーサビリティをより効果的に保証するようになりました。

6.4.1 通常、電器電子製品の製造者又は輸入者は、図 1 又は図 2 のマークを製品の可視部分に、成形、レーザー彫刻、塗装、貼り付け、印刷等のいずれかの方法で直接付けなければならず、マークがはっきりと識別でき、色褪せしにくく、取り除きにくいようにしなければならない。デジタル形式でマークを付ける場合は、6.4.5 に従わなければならない。 ……

6.4.3 通常、電器電子製品の製造者又は輸入者は、製品の説明書に情報表を付けなければならず、情報表の中国語は規範的な漢字を使用しなければならない。デジタル形式又は QR コードでマークを付ける場合は、それぞれ 6.4.5 又は 6.4.6 に従わなければならない。 ……

6.5 資料の保存

6.5.1 電器電子製品の製造者又は輸入者は、情報表の内容を証明する技術的なサポート文書を保存しなければならない。

6.5.2 電器電子製品の製造者又は輸入者は、技術的なサポート文書の内容の真実性、有効性及びトレーサビリティを保証しなければならない。

6.5.3 技術的なサポート文書の保存期間は、製品の生産が終了した後、少なくとも 3 年間でなければならない。

(4) 『新標準』の実施計画

『新標準』は、中国の RoHS 管理分野における最初の強制的国家標準であり、その実施プロセスでは 2 年の実施移行期間と 1 年の在庫製品の消化期間を設けた「2+1」のスキームを採用しています。詳細については、以下の通りです。

華鐘コンサルタントグループ会員専用

『新標準』の実施は「2+1」のスキームを採用

数字	代表する意味	具体的なスキーム
「2」	『新標準』の実施には 2 年の移行期間がある	『新標準』は 2025 年 8 月 1 日の発表から 2 年後、すなわち 2027 年 8 月 1 日から正式に実施される。
「1」	以前の在庫製品には 1 年の消化期間がある	2027 年 8 月 1 日『新標準』の実施日より前に製造又は輸入された製品については、企業に在庫製品の消化に 1 年の時間を与える。つまり、2028 年 8 月 1 日まで在庫製品はまだ販売することができ、2028 年 8 月 1 日以降は基準に適合しない製品は販売することができない。

上記移行期間を踏まえ、関連する企業は以下の準備を行うことができます。

- ①サプライチェーン管理を最適化し、調達する原材料が要求を満たしていることを保証する。
- ②製品設計の最適化と代替材料の研究開発を通じて、有害物質を含む原材料を置き換える。
- ③自社で行うか、第三者に委託する等して、有害物質のスクリーニング検査及び体系的な管理能力を強化する。

3. 『新標準』を含む中国の強制的国家標準の意義と今後の発展について

近年、中国では、有害物質の使用を制限する強制的国家標準を次々と発表し、実施しています。例えば、有害物質を含む可能性がある、宅配包装、楽器、家具、塗料等の製品が対象です。有害物質には、消費者の健康に危害を及ぼす可能性があるホルムアルデヒド、溶けやすい重金属、多環式アロマチック炭化水素、フタル酸エステル類等があります。これらの有害物質の含有量を厳しく制限することで、消費者の健康と安全を守ります。

電器電子製品の分野において、今回発表された強制的国家標準である『新標準』は、以前、2つの推奨標準でした。それは『電子電気製品における使用制限物質の限度量要求』(GB/T 26572) と『電器電子製品の有害物質の使用制限のための識別要求』(SJ/T 11364) です。この 2 つの標準は、電器電子製品の有害物質管理を支える根拠でした。しかし、電器電子製品が急速に発展するにつれて、この 2 つの標準には、強制力が足りない等、新しい問題が生じました。

したがって、今回発表された『新標準』は、電器電子製品の環境保護の基準を守り、有害物質の管理を促進し、グリーンな発展を助け、政策の実施を確実にし、国際的な技術要求と一致し、世界中で 1 つの基準/1 回の検査で通るようにし、企業の負担を減らす等、多くの重要な意味を持っています。

『新標準』が発表された後、正式な実施までまだ 2 年間の時間がありますが、その間、市場監督管理局等の主管部門は、政策の宣伝、実施の監督等を 1 つずつ実施し、市場上の電器電子製品が徐々に『新標準』の要求に適合するようにし、消費者の合法的な権益を守ります。

以上

(作成：公関部 愉穎春)

★ 中国ビジネス相談Q&A

■ 2025年度の上海市の都市従業員社会保険制度について

Q: 2025年度の上海市の都市従業員社会保険制度について、教えて下さい。

<社会保険><養老保険><医療保険><失業保険><生育保険><労災保険>

A: 2025年度の上海市の都市従業員社会保険制度について、以下ご紹介します。

1. 最近の動向について

- (1) 上海市人材資源と社会保障局の[公式ウェーチャット情報（2025年9月18日公布）](#)に基づき、上海市2024年度全口径城鎮単位就業人員平均月給が1万2,434元で、2025年7月1日より、上海市の社会保険料の納付基数の上下限はそれぞれ3万7,302元と7,460元となります。
- (2) 上海市住宅積立金管理委員会の「[2025年度上海市住宅積立金の納付基数、比例及び月納付額上下限の調整に関する通知（2025年9月18日公布）](#)」に基づき、2025年7月1日より、上海市の住宅積立金の納付基数の上下限は、それぞれ3万7,302元と2,690元となります。
- (3) 上海市医療保障局の「[継続的に本市従業員基本医療保険料の比率の段階的な引下げに関する通知（2025年2月20日公布）](#)」に基づき、2025年3月～2026年2月の期間中、会社負担分の医療保険の納付比率は継続的に10%から9%に下げられます。そのうち、地方付加医療保険の納付比率は1.5%から0.5%に下げられ、基本医療保険の納付比率は変わりません。
- (4) 上海市人材資源と社会保障局・上海市財政局・国家税務総局上海市税務局の「[本市失業保険と労災保険比率関連事項に関する通知（2024年12月31日公布）](#)」に基づき、2025年1月～2025年12月の期間中、失業保険比率は継続的に1%（会社と個人がそれぞれ0.5%）を適用し、2025年1月より、労災保険比率は業種によって0.2%、0.4%、0.7%、0.9%、1.1%、1.3%、1.6%、1.9%を適用することになっています。

2. 納付比率・会社と個人の負担割合について

2025年7月～2026年2月の上海市社会保険の会社負担分と従業員個人負担分の納付比率を下表にて纏めます。

項目		会社負担分	従業員個人負担分
社会 保険	養老保険	16%	8%
	医療保険 (生育保険を含む)	9% (内訳：基本7.5%、地方付加0.5%、生育1%)	2%
	失業保険	0.5%	0.5%
	労災保険	0.2～1.9%	-
住宅 積立金	基本住宅積立金	5～7%	5～7% (会社と同じ比率で納付)
	補充住宅積立金(※)	0～5%	0～5% (会社と同じ比率で納付)
合計		30.7～39.4%	15.5～22.5%

※補充住宅積立金については、法的に加入義務があるわけではなく、会社の意思によって加入するもので、加入する場合、その納付比率は、最低1%、最高5%となります。

3. 納付基数について

- (1) 社会保険の実際の負担額に関しては、従業員一人一人の前年度本人平均月収（新入社員の場合は入社

華鐘コンサルタントグループ会員専用

1ヶ月目の給与)に基づき納付基数を定め、その納付基数に基づいて会社負担額及び従業員個人負担額を計算します。前年度本人平均月収とは、前年通年の残業代やボーナスを含む総給与支給額の月額平均値を指します。また、納付基数には上限と下限が毎年設定されており、2025年度(2025年7月～2026年6月)の社会保険の納付基数は7,460～3万7,302元の範囲で確定されます。

- (2)住宅積立金の納付基数は、従業員一人一人の前年度本人平均月収(新入社員の場合は入社1ヶ月目の給与)となっています。その納付基数の上下限も毎年更新され、2025年度(2025年7月～2026年6月)の住宅積立金の納付基数は2,690～3万7,302元の範囲で確定されます。

4. 納付額について

上記の社会保険と住宅積立金の納付基数と納付比率に基づき、2025年7月～2026年2月の期間中の会社負担額と従業員個人負担額の上下限は下表の通り概算します。

項目		会社負担額	従業員個人負担額
社会保険	養老保険	従業員本人の前年度平均月給×16% 上限：37,302×16%＝5,969元 下限：7,460×16%＝1,194元	従業員本人の前年度平均月給×8% 上限：37,302×8%＝2,985元 下限：7,460×8%＝597元
	医療保険 (生育保険含む)	従業員本人の前年度平均月給×9% 上限：37,302×9%＝3,358元 下限：7,460×9%＝672元	従業員本人の前年度平均月給×2% 上限：37,302×2%＝747元 下限：7,460×2%＝150元
	失業保険	従業員本人の前年度平均月給×0.5% 上限：37,302×0.5%＝187元 下限：7,460×0.5%＝38元	従業員本人の前年度平均月給×0.5% 上限：37,302×0.5%＝187元 下限：7,460×0.5%＝38元
	労災保険 (0.2%と仮定)	従業員本人の前年度平均月給×0.2% 上限：37,302×0.2%＝75元 下限：7,460×0.2%＝15元	-
	小計	1,919～9,589元	785～3,919元
基本住宅積立金 (7%と仮定)	従業員本人の前年度平均月給×7% 上限：37,302×7%＝2,611元 下限：2,690×7%＝188元	従業員本人の前年度平均月給×7% 上限：37,302×7%＝2,611元 下限：2,690×7%＝188元	
	合計	2,107～12,200元	973～6,530元

5. 外国人就業者の社会保険加入について

外国人就業者は「[中国国内で就業する外国人の社会保険加入に係る暫定弁法\(2011年10月15日より施行\)](#)」及び上海市人材資源・社会保障局、上海市医療保障局の「[外国人員、海外永久\(長期\)居留権を取った人員と香港・マカオ・台湾居民の上海就業期間に社会保険加入の関連問題に関する通知\(2021年8月16日より施行\)](#)」に基づき、社会保険を加入しなければなりません。加入月は現時点では、労働契約(又は雇用契約書)の開始月または来華工作許可証の有効期間の開始月のどちらが近い方より確定されます。

仮に納付基数が上限額(37,302元)である場合、会社負担額は従業員一人につき年間約242万円、個人負担額は年間約99万円になります(1元@21円)。一方、日中社会保障協定の締結により、2019年9月1日より日本からの出向者は養老保険が免除されます。したがって、養老保険免除手続きをした後、会社負担額は従業員一人につき年間約92万円、個人負担額は年間約24万円になります(1元@21円)。

以上

(作成：HR 諮詢部 楊建成)

★ 中国ビジネス相談Q&A

■ 2025年度の広州市の社会保険制度について

Q: 2025年度における広州市の社会保険制度について、教えて下さい。

<福利厚生><社会保障><住宅積立金><失業保険><養老保険><医療保険>

A: 以下、2025年度における広州市の社会保険制度についてご紹介します。

1. 最近の動向

広州市統計局が公布した『[2024年広州市城鎮非私営と私営単位就職人員年間平均給与状況](#)』及び広州市住宅積立金管理センターが公布した『[広州住宅積立金管理センターによる2025年度住宅積立金納付調整の関連問題についての通知](#)』に基づき、2025年7月1日より広州市の社会保険料と住宅積立金が調整されました。

2. 負担率

以下は、2025年度（2025年7月1日～2026年6月30日）における広州市の社会保険と住宅積立金の負担率をまとめたものです。

項目		会社負担率	従業員個人負担率
1	社会 保 険	養老保険	16%
2		医療保険 (生育保険を含む)	5.35%
3		失業保険	0.32%、0.48%、0.8%
4		労災保険	0.2%、0.4%、0.6%、0.8%、 0.9%、1.0%、1.2%、1.4%
5	住宅積立金	5%～12%	5%～12%
合計		26.37%～35.05%	15.2%～22.2%

3. 納付基數

上記各項目の実際の負担額に関しては、従業員各個人の前年度本人平均月収に基づき納付基數を決め、その納付基數に基づいて会社負担額及び従業員の個人負担額を計算し、その納付基數にはそれぞれ上限と下限が次表の通り設定されています。

養老保険の納付基數について、広東省人材資源と社会保障庁が公布した『[粵人社發\(2025\)32号](#)』に基づき、上限は2024年度の広東省全口径従業人員平均月収(9,183元)の300% (2万7,549元)で、下限は2024年度広東省全口径従業人員平均月収9,183元の60% (5,510元)となります。

生育保険料と医療保険料の納付基數については、『[広州市医療保障局、広州市財政局、広州市人的資源社会保障局の、広州市従業員医療保険及び生育保険の資金調達基準に関する通知](#)』に基づき、2025医療年度（適用期間：2025年1月1日から2025年12月31日まで）の上限は3万1,179元で、下限は6,236元となります。

失業保険料の納付基數について、上限は広州市前年度平均月収（1万3,276元）の300% (3万9,828元)で、下限は広州市の現行最低賃金（2,500元）となります。

華鐘コンサルタントグループ会員専用

労災保険料については、納付基数の上限と下限は設けられていません。

住宅積立金の納付基数について、上限は広州市前年度平均月収（1万3,276元）の300%（3万9,828元）で、下限は広州市の現行最低賃金（2,500元）となります。

4. 負担額

上記負担率に基づいた、1ヶ月あたりの会社と従業員個人の負担額の上下限額は以下の通りです。

項目		会社負担額	従業員個人負担額
1	養老保険	従業員本人の前年度平均月収×16% 上限：27,549元×16%＝4,408元 下限：5,510元×16%＝882元	従業員本人の前年度平均月収×8% 上限：27,549元×8%＝2,204元 下限：5,510元×8%＝441元
2	医療保険 (生育保険を含む)	従業員本人の前年度平均月収×5.35% 上限：31,179元×5.35%＝1,668元 下限：6,236元×5.35%＝334元	従業員本人の前年度平均月収×2% 上限：31,179元×2%＝624元 下限：6,236元×2%＝125元
3	失業保険	従業員本人の前年度平均月収×0.32% 上限：39,828元×0.32%＝127元 下限：2,500元×0.32%＝8元	従業員本人の前年度平均月収×0.2% 上限：39,828元×0.2%＝80元 下限：2,500元×0.2%＝5元
4	労災保険	従業員本人の前年度平均月収×0.2%～1.4% 上限：設けない 下限：設けない	無し
計：社会保険 (労災保険を除く)		1,224元～6,203元	571元～2,908元
5	住宅積立金	従業員本人の前年度平均月収×5% 上限：39,828元×5%＝1,991元 下限：2,500元×5%＝125元	従業員本人の前年度平均月収×5% 上限：39,828元×5%＝1,991元 下限：2,500元×5%＝125元
合計		1,349元～8,194元	696元～4,899元

注：失業保険は0.32%、住宅積立金は5%として計算。各算出額について、小数点以下は四捨五入。

5. 外国人の社会保険について

広州市人的資源社会保障局と広州市地方税務局は連名で2012年11月27日付にて『本市で就業する外国人の社会保険加入関連事項に関する通知』（穗人社通告〔2012〕16号）を公布し、外国人について社会保険料の納付を義務付けました。納付基数と負担比率は上記の中国人従業員と同様です。

上述のとおり、仮に外国人の社会保険料の納付基数が「上限」にある場合、会社負担額は従業員一人につき年間約156万円、個人負担額は年間約73万円となります（1元@21円）。

※外国人の社会保険：日中社会保障協定の締結により、2019年9月1日以降、日本からの出向者は養老保険の免除申請が可能（初回の免除申請期間は最長5年間で、派遣期間が5年を超える場合認可を取得すれば加入免除期間を延長可能）ですが、医療、失業、労災保険料は継続して納付しなければなりません。従って、仮に納付基数が「上限」以上の従業員の場合、養老保険以外の社会保険料の、会社負担額は従業員一人につき年間約45万円、個人負担額は年間約18万円となります（1元@21円）。

以上

（作成：広州分公司 許進）

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 2025年度の深圳市の社会保険制度について

Q: 2025年度における深圳市の社会保険制度について、教えて下さい。

<福利厚生><社会保障><住宅積立金><失業保険><養老保険><医療保険>

A: 以下、2025年度の深圳市の社会保険制度についてご紹介します。

1. 最近の動向

深圳市統計局が公布した『[2024年深圳市城鎮単位就業人員年間平均給与状況](#)』に基づき、2025年7月1日より深圳市の社会保険料と住宅積立金が調整されました。

2. 負担率

以下は、2025年度（2025年7月1日～2026年6月30日）における深圳市の社会保険と住宅積立金の負担率をまとめたものです。

項目		会社負担率		従業員個人負担率	
		深圳市戸籍	非深圳市戸籍	深圳市戸籍	非深圳市戸籍
1	社会保険	養老保険 16%+補充 1%	16%		8%
2		失業保険 0.8%			0.2%
3		労災保険 0.2%、0.4%、0.6%、0.8%、 0.9%、1.0%、1.2%、1.4%			無し
4		医療保険 一級適用：5% 二級：1.5%	一級：5% 二級：1.5%	一級適用：2%	一級：2% 二級：0.5%
5		生育保険 0.5%			無し
6	住宅積立金	5%～12%		5%～12%	
	合計	27.5%～36.7%	23%～35.7%	15.2%～22.2%	13.7%～22.2%

3. 納付基数

上記各項目の実際の負担額に関しては、住宅積立金は従業員各個人の前年度本人平均月収、社会保険は従業員各個人の当月の月収（内、養老保険は前月の月収）に基づき納付基数を決め、その納付基数に基づいて会社負担額及び従業員の個人負担額を計算し、その納付基数にはそれぞれ上限と下限が次表の通り設定されています。

養老保険料の納付基数について、広東省人力资源と社会保障庁が公布した『[粵人社發（2025）32号](#)』に基づき、上限は2024年度の広東省全口径従業人員平均月収(9,183元)の300%（2万7,549元）で、下限は2024年度広東省全口径従業人員平均月収9,183元の52%（4,775元）となります。

失業保険料の納付基数について、上限は深圳市の2024年度平均月収(1万4,755元)の300%(4万4,265元)で、下限は深圳市最低賃金（2,520元）となります。

労災保険料の納付基数について、上限は設けられておらず、下限は深圳市最低賃金（2,520元）となります。

医療保険料と生育保険料の納付基数について、2025医療年度（適用期間：2025年1月1日から2025年12月

華鐘コンサルタントグループ会員専用

31日まで) の上限は3万3,666元で、下限は6,733元となります。

住宅積立金の納付基数について、上限は深圳市の2024年度平均月収(1万4,755元)の300%(4万4,265元)で、下限は深圳市の最低賃金(2,520元)となります。

4. 負担額

上記負担率に基づいた、1ヶ月あたりの会社と従業員個人の負担額の上下限額は以下の通りです。

項目	会社負担率	負担額(元)		個人負担率	負担額(元)		
		下限	上限		下限	上限	
1 養老保険	17% (深圳戸籍)	812	4,683	8%	382	2,204	
	16% (非深圳市戸籍)	764	4,408				
2	失業保険	0.8%	20	354	0.2%	5	89
3	労災保険	0.2%	5	設けない	無し	-	-
4	医療保険	5%	337	1,683	2%	135	673
5	生育保険	0.5%	34	168	無し	-	-
計:社会保険 (労災保険を除く)		深圳戸籍	1,203	6,888	深圳戸籍	522	2,966
		非深圳市戸籍	1,155	6,613	非深圳市戸籍	522	2,966
6	住宅積立金	5%	126	2213	5%	126	2213
合計	深圳戸籍	1,329	9,101	深圳戸籍	648	5,179	
	非深圳市戸籍	1,281	8,826	非深圳市戸籍	648	5,179	

注:労災保険は0.2%、非深圳市戸籍の医療保険は第一級(会社負担5%と個人負担2%)、住宅積立金は5%として計算。各算出額について、小数点以下は四捨五入。

5. 外国人の社会保険について

深圳市社会保険基金管理局は2012年8月21日付で「本市で就業する外国人の社会保険加入関連事項に関する通知」(中国語:「關於在我市就業的外国人参加社会保険有關事項的通告」)を公布し、外国人について社会保険料の納付を義務付けました。納付基数と負担率は非深圳市戸籍の中国人従業員と同じです。

上述のとおり、仮に外国人の社会保険料の納付基数が非深圳市戸籍の「上限」にある場合、会社負担額は従業員一人につき年間約166万円、個人負担額は年間約75万円となります(1元@21円)。

※外国人の社会保険:日中社会保障協定の締結により、2019年9月1日以降、日本からの出向者は養老保険の免除申請が可能(初回の免除申請期間は最長5年間で、派遣期間が5年を超える場合認可を取得すれば加入免除期間を延長可能)ですが、医療、失業、労災保険料は継続して納付しなければなりません。従って、仮に納付基数が「上限」以上の従業員の場合、養老保険以外の社会保険料の、会社負担額は従業員一人につき年間約56万円、個人負担額は年間約19万円となります(1元@21円)。

以上

(作成:広州分公司 許進)

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 『海南自由貿易港税務専門サービス規定』について（1）

Q: 最近発表された『海南自由貿易港税務専門サービス規定』について、教えてください。

<法律・法規><海南自由貿易港><税務専門サービス><仲介サービス機関>

A: 2025年9月30日、海南省人民代表大会常務委員会の会議で正式に『海南自由貿易港税務専門サービス規定』（以下『規定』と略称）が可決され、2025年11月1日から施行されます。『規定』は海南自由貿易港の現代サービス業の質の高い発展を促進するための重要な法令であり、税務専門サービス行為を規範化する全国初の地方性法規です。

1. 『規定』の発布背景

2024年7月に発表された『中国共産党中央のさらなる全面的改革の深化及び中国式現代化の推進に関する決定』では、仲介サービス機関の法律・法規体系を整備し、仲介サービス機関が誠実に信用を守り、法に従って責任を果たすことを促進することが示されています。税務専門サービスは仲介サービス業の重要な部分であり、2025年11月1日に実施される『規定』は、自由貿易港の仲介サービス機関の法律・法規体系をさらに整備することになります。

また、海南自由貿易港の特別な税制について、2020年に発表された『海南自由貿易港建設全体計画』でも、ゼロ関税、低税率、簡素な税制、段階的という原則に従って、高水準の自由貿易港に適応する税制を段階的に確立することが明確に示されています。2025年12月18日に海南自由貿易港は全島封鎖運営を正式に開始する予定であり（※）、その際には特別な税制が実施されるため、税務専門サービスも時代に即して進化することが求められます。

今回発表された『規定』では、海南の税務専門サービス管理の実践で形成された一連の成熟した経験も組み込まれており、海南自由貿易港の特色ある税務サービスの展開を促し、税務事項の処理の利便性を高めるための複数の措置が明確にされています。

■ 海南自由貿易港全島封鎖運営は2025年12月18日に正式に開始される

関連政策は全島封鎖の開始と同時に実施され、主な内容は以下の通りです。

- ① より有利な貨物の「ゼロ関税」政策を実施する。「一線」輸入の「ゼロ関税」商品の税目比率は21%から74%に引き上げられ、約6,600品目の商品がカバーされ、島内での恩恵を受ける主体間では輸入税を免除して流通することができ、加工付加価値が30%に達すると内地に輸出することができる。
- ② より緩和された貿易管理措置を実施する。「一線」輸入については、全国で現在禁止または制限されている一部の輸入貨物に対して開放的な配慮を行う。
- ③ より便利な通行措置を実施する。海南島内の既存の8つの対外開放港を「一線」港として、条件に適合する輸入貨物を直接通過させる。海口新海港、海口南港など10つの「二線港」を設置・運営し、内地に進入する貨物に対して多様な便利な通行措置を採用する。（「一線」、「二線」についての詳細は、『海南自由貿易港貨物の「一線」、「二線」および島内流通における税制の通知』を参照）
- ④ より効率的で正確な監督モードを実施する。「ゼロ関税」貨物、緩和された貿易管理措置貨物などに対して、低干渉、高効率の正確な監督を行い、各種開放政策の安定的な実施を保障する。

2. 『規定』の主要内容

『規定』は、海南自由貿易港の建設に適応する税務専門サービス業界の規範的で秩序ある健全な発展を促進することを目的としており、国家の税務専門サービス管理に関する規定に基づき、海南自由貿易港の特色ある税務専門サービスや税務専門サービスの信頼制度を革新し、海外の機関や人材の導入制度を改善し、税務機関のサービスと支援措置を充実させ、サービスの内容、業務のルール、行動の規範、サービスと監督の各方面で規範化するものです。この『規定』は全23条で、主に以下の内容を含んでいます。（表の内容は『規定』から引用したもので、重点部分を太字・下線で示しています。）

（1）税務専門サービスの基本的枠組み制度を整備する

『規定』は、資産評価法、公認会計士法、弁護士法などの法律規定を参考にして、税務専門サービス業の基本的要素を規範化します。

- 1) **サービス範囲を明確化**：『規定』は、海南自由貿易港で委託を受けて、専門知識と技能を利用して、税務事項に係るサービスを提供する場合は、本法規が適用されると明確にしています。同時に、税務専門サービス機関には、税務事務所、税務専門サービスを提供する会計事務所、法律事務所、代理記帳機関、専門または代理通関企業などの機関が含まれることが明確にされています。
- 2) **サービス内容を明確化**：税務専門サービスには、納税申告の代行、一般的な税務相談など7つのサービス項目が含まれており、その中で専門税務アドバイザー、税務コンプライアンス計画、税務鑑定、納税状況のレビューの4項目は特定の税務専門サービスであり、それぞれの特定の専門機関が担当する必要があります。

第5条 税務専門サービスには以下の内容が含まれる。

- (1) 紳税申告の代行
- (2) 一般的な税務相談
- (3) 専門税務アドバイザー**
- (4) 税務コンプライアンス計画**
- (5) 税務鑑定**
- (6) 紳税状況のレビュー**
- (7) その他の税務専門サービス

前項の第1号、第2号、第7号は一般的な税務専門サービスであり、**第3号から第6号は特定の税務専門サービスである。**

特定の税務専門サービスは、税務事務所または税務専門サービスを提供する会計事務所、法律事務所によって行われなければならず、関連する文書は税務士、公認会計士または弁護士によって署名され、それぞれの責任を負うものとする。

「『海南自由貿易港税務専門サービス規定』について（2）」へ続く

（作成：公関部 楊穎春）

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 『海南自由貿易港税務専門サービス規定』について（2）

Q: 最近発表された『海南自由貿易港税務専門サービス規定』について、教えてください。

<法律・法規><海南自由貿易港><税務専門サービス><仲介サービス機関>

A: 2025年9月30日、海南省人民代表大会常務委員会の会議で正式に『海南自由貿易港税務専門サービス規定』（以下『規定』と略称）が可決され、2025年11月1日から施行されます。『規定』は海南自由貿易港の現代サービス業の質の高い発展を促進するための重要な法令であり、税務専門サービス行為を規範化する全国初の地方性法規です。

『海南自由貿易港税務専門サービス規定』について（1）より続く

2. 『規定』の主要内容

（1）税務専門サービスの基本的枠組み制度を整備する

- 1) サービス主体の権利と義務を明確化：『規定』は、税務専門サービス機関と従業員が情報照会権、税務資料の取得権などの権利を有することを革新的に明確にするとともに、誠実さと信頼性を保ち、発行する文書の真実性と合法性を確保し、利益相反を避け、秘密を守るなどの義務を履行することを明確にしています。

第8条 税務専門サービス機関及び税務専門サービス従業員は、税務専門サービスを提供するにあたり、以下の権利を有する。

- (1) 税務機関、税関に対して税法、法令、規則、行政規範性文書を照会する権利
- (2) 委託者に税務に関する資料の提供を求め、必要とされる作業条件やその他の支援を要求する権利
- (3) 委託を受けて、委任状と身分証明書をもとに、税務機関、税関に委託者の税務資料を照会し、税務関連の事項について交渉する権利
- (4) 法律、法令で定められたその他の権利

- 2) 禁止行為を明確化：自由貿易港の実情を踏まえて、税務専門サービス機関と従業員が提供するサービスにおいては、国や自由貿易港の税制を公然と曲解し、正常な税務秩序を乱すなど、違法行為をしてはならないと規定されています。

（2）国際的な通常のルールに対応させ、高水準の対外開放を支援する

- 1) 海南自由貿易港の特色ある税務サービスを革新する：通常の税務サービスに加えて、『規定』では、海外を越える人々の税務サービスや、海外を越える投資と融資の簡略化にかかる税務サービスなど、特色あるサービスを明確にし、革新を行いました。
- 2) 業界の対外開放を拡大する：海外の税務専門サービス機関や海外の人々が、国家と自由貿易港の規定に従って、自由貿易港の税務専門サービスに参加することを明確化しています。

第7条 国と海南自由貿易港の規定に従って、海外の人々が海南自由貿易港で税務士の職業資格試験を受け、税務専門サービスを提供することを奨励する。

国と海南自由貿易港の規定に従って、海外の税務専門サービス機関が海南自由貿易港の税務専門サービスに参加することを奨励する。

華鐘コンサルタントグループ会員専用

- 3) 業界団体の国際化された職責を強化する：『規定』では、業界団体が国際化され、デジタル化されたプラットフォームを構築し、税務専門サービスが国際ルールと接続し、国際的な交流と協力を強化することを奨励しています。

(3) 主管部局は税務専門サービス業界に対するサービス措置を強化する

- 1) 税務専門サービスの信頼制度を革新する：『規定』は、日本や韓国の税務専門家などの経験を参考に、税務機関が税務専門サービス機関や従業員が発行する税務報告書や文書に対して、必要な誠実性の承認と専門的な信頼を与えることを規定している。

第十四条 税務機関は、税務専門サービス機関や税務専門サービス従業員が発行する業務報告書、専門意見、税務申告書などの税務報告書や文書に対して、必要な誠実性の承認と専門的な信頼を与える。

税務士、公認会計士、弁護士が法に基づいて発行する税務鑑定報告書には、証明力がある。

- 2) 三方のコミュニケーションメカニズムを整備する：規定では、税務機関、税務専門サービス機関とその従業員、業界団体、納税者との間の三方のコミュニケーションメカニズムを整備し、定期的に意見や提案を聞くこと、問題を分析して解決し、情報フィードバックが税務機関に求められています。
- 3) 信用評価を行い、それに応じて便利なサービスを提供する：税務機関は、関連するサービス機関やその従業員を対象に信用評価を行い、信用ランクの高い税務専門サービス機関に対して、一括納税申告、情報提供などの便利なサービスを提供しなければなりません。

第16条 税務機関は、税務専門サービス機関が税務専門サービスを行っている状況について、信用ポイントと信用ランクを組み合わせた方法で信用評価を行う。

税務機関は、税務専門サービス従業員の業務行為について、信用ポイントと業務上の否定的記録を組み合わせた方法で信用記録を行い、累積信用ポイントのインセンティブメカニズムを確立し、彼らが自身の信用記録を照会し、ダウンロードするサービスを提供する。

税務機関は、公式ウェブサイト、電子税務局、税務サービス場所などのチャネルを通じて、実名制管理に組み込まれた税務専門サービス機関とその信用状況を公示し、信用ランクまたはポイントが高く、税務専門サービスの信用失墜主体とされた税務専門サービス機関や税務専門サービス従業員についても公示する。

第17条 税務機関は、信用ランクの高い税務専門サービス機関に対しては、情報化プラットフォームを活用して一括納税申告、情報提供などの便利なサービスを提供し、信用ランクの高い税務専門サービス機関や信用ポイントの高い税務専門サービス従業員に対しては、専用エリア、専用窓口、専任の担当者によるサービスを実施する。

(4) 税務専門サービス行為の監督を強化する

『規定』では、業界団体、税務機関、税関などはそれぞれの職責に従って、税務専門サービス行為の自主規制と監督を強化する必要があると明確に規定しています。その中でも、税務主管機関としての税務部門は、実名制を基盤とする税務専門サービスの信用管理とリスク管理のメカニズムを整備し、税務専門サービス機関や従業員の税務関連の違法行為に対して連携監督を実施することが求められます。また、税関も国家の関連規定に従って、関税や税関代徴税にかかるサービスを提供する税務専門サービス機関や従業員に対する監督を実施することが明確にされています。

(作成：公関部　俞穎春)

個人情報越境認証弁法**个人信息出境认证办法**

国家インターネット情報弁公室

国家市場監督管理総局令

第 20 号

『個人情報越境認証方法』は、2025 年 7 月 21 日に国家インターネット情報弁公室第 17 回室務会議で審議を経て可決され、国家市場監督管理総局の同意を得たため、ここに公布する。2026 年 1 月 1 日より施行する。

国家インターネット情報弁公室主任 莊栄文

国家市場監督管理総局局長 羅 文

2025 年 10 月 14 日

翻訳：華鐘コンサルタントグループ

中国語原文	日本語対訳
第一条 为了保护个人信息权益，规范个人信息出境认证活动，促进个人信息高效安全跨境流动，根据《中华人民共和国个人信息保护法》、《网络数据安全管理条例》、《中华人民共和国认证认可条例》等法律法规，制定本办法。	第 1 条 個人情報の権益を保護し、個人情報越境認証活動を規範化し、個人情報の効率的かつ安全な越境移転を促進するために、「中華人民共和国個人情報保護法」、「ネットワークデータ安全管理条例」、「中華人民共和国認証認可条例」等の法律法規に基づき、本弁法を制定する。
第二条 个人信息处理者通过个人信息保护认证的方式向中华人民共和国境外提供个人信息，适用本办法。	第 2 条 個人情報処理者が個人情報保護認証の方式によって中華人民共和国外に個人情報を提供する場合、本弁法を適用する。
第三条 本办法所称个人信息出境认证，是指按照《中华人民共和国个人信息保护法》第三十八条第一款第二项规定，由依法取得个人信息保护认证资质的专业认证机构，证明个人信息处理者向中华人民共和国境外提供个人信息等个人信息处理活动符合相关法律、行政法规、部门规章、标准、技术规范的合格评定活动。	第 3 条 本弁法にいう個人情報越境認証とは、「中華人民共和国個人情報保護法」第 38 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、法に基づいて個人情報保護認証資格を取得した専門認証機関が、個人情報処理者による中華人民共和国外に個人情報を提供する等の個人情報処理活動が、関連する法律、行政法規、部門規則、規格、技術規範に適合していることを証明する合格評価活動を指す。
第四条 国家网信部门会同国家数据管理部门和其	第 4 条 国家ネットワーク情報部門は、国家データ管

<p>他有关部门制定个人信息出境认证相关标准、技术规范。国家市场监督管理部门会同国家网信部门制定个人信息保护认证规则、统一认证证书及标志。</p>	<p>理部門及びその他の関係部門と共同で、個人情報越境認証関連の規格、技術規範を制定する。国家市場監督管理部門は、国家ネットワーク情報部門と共同で、個人情報保護認証規則、統一認証証書及び標示を策定する。</p>
<p>第五条</p> <p>个人信息处理者通过个人信息出境认证的方式向境外提供个人信息的，应当同时符合下列情形：</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 非关键信息基础设施运营者； (二) 自当年1月1日起累计向境外提供10万人以上、不满100万人个人信息(不含敏感个人信息)或者不满1万人敏感个人信息。 <p>前款所称向境外提供的个人信息，不包括重要数据。</p> <p>法律、行政法规或者国家网信部门另有规定的，从其规定。</p> <p>个人信息处理者不得采取数量拆分等手段，将依法应当通过出境安全评估的个人信息通过个人信息出境认证的方式向境外提供。</p>	<p>第5条</p> <p>個人情報処理者が個人情報越境認証の方式によって国外に個人情報を提供する場合、同時に以下の状況に適合しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 重要情報インフラ運営者ではないこと (2) 当年1月1日から累計で10万人以上100万人未満の個人情報(デリケートな個人情報を含まない)又は1万人未満のデリケートな個人情報を国外に提供すること <p>前項にいう国外に提供する個人情報には、重要なデータを含まない。</p> <p>法律、行政法規又は国家ネットワーク情報部門に別段の規定がある場合は、その規定による。</p> <p>個人情報処理者は、数量の分割等の手段を講じて、法に基づき越境安全評価を経るべき個人情報を個人情報越境認証の方式によって国外に提供してはならない。</p>
<p>第六条</p> <p>个人信息处理者在申请认证向境外提供个人信息前，应当按照法律、行政法规的规定履行告知、取得个人单独同意、进行个人信息保护影响评估等义务。个人信息保护影响评估重点评估以下内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> (一)个人信息处理者和境外接收方处理个人信息的目的、范围、方式等的合法性、正当性、必要性； (二)出境个人信息的规模、范围、种类、敏感程度，个人信息出境可能对国家安全、公共利益、个人信息权益带来的风险； (三)境外接收方承诺承担的义务，以及履行义务的管理和技术措施、能力等能否保障出境个人信息的安全； 	<p>第6条</p> <p>個人情報処理者は、認証を申請して国外に個人情報を提供する前に、法律、行政法規の規定に従い、告知、個人単独の同意の取得、個人情報保護影響評価実施等の義務を履行しなければならない。個人情報保護影響評価は、以下の内容を重点的に評価する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人情報処理者及び国外の受領者による個人情報の処理の目的、範囲、方法等の合法性、正当性、必要性 (2) 越境する個人情報の規模、範囲、種類、機微性の程度、個人情報越境が国家安全、公共の利益、個人情報の権益にもたらす可能性のあるリスク (3) 国外の受領者が引き受けることを承諾し

<p>(四) 个人信息出境后遭到篡改、破坏、泄露、丢失、非法利用等的风险，个人信息权益维护的渠道是否通畅等；</p> <p>(五)境外接收方所在国家或者地区的个人信息保护政策和法规对出境个人信息安全和个人信息权益的影响；</p> <p>(六) 其他可能影响个人信息出境安全的事项。</p>	<p>た義務、及び義務履行のための管理的及び技術的措置、能力等が越境する個人情報の安全を保障することができるか否か</p> <p>(4) 個人情報越境後、改ざん、破壊、漏洩、紛失、不法利用等されるリスク、個人情報の権益を維持するためのチャネルが円滑であるか否か等</p> <p>(5) 国外の受領者が所在する国又は地域の個人情報保護政策及び法規が、越境する個人情報の安全及び個人情報の権益に与える影響</p> <p>(6) その他個人情報越境の安全に影響を及ぼす可能性のある事項</p>
<p>第七条</p> <p>个人信息处理者通过认证方式向境外提供个人信息的，应当向专业认证机构申请个人信息出境认证。</p> <p>中华人民共和国境外的个人信息处理者申请个人信息出境认证的，应当由其在境内设立的专门机构或者指定代表协助进行申请。</p>	<p>第 7 条</p> <p>個人情報処理者が認証方式を通じて国外に個人情報を提供する場合、専門認証機関に個人情報越境認証を申請しなければならない。</p> <p>中華人民共和国外の個人情報処理者が個人情報越境認証を申請する場合、その者が国内に設立した専門機関又は指定した代表者が申請を補助しなければならない。</p>
<p>第八条</p> <p>专业认证机构应当按照认证基本规范、个人信息保护认证规则开展个人信息出境认证活动。符合认证要求的，专业认证机构应当及时出具认证证书。</p> <p>认证证书的有效期为 3 年。证书到期需继续使用的，个人信息处理者应当在有效期届满前 6 个月提出认证申请。</p>	<p>第 8 条</p> <p>専門認証機関は、認証基本規範、個人情報保護認証規則に従って個人情報越境認証活動を展開しなければならない。認証要求に適合する場合、専門認証機関は速やかに認証証書を発行しなければならない。</p> <p>認証証書の有効期間は 3 年とする。証書の期限が切れても継続して使用する必要がある場合、個人情報処理者は有効期間満了前 6 ヶ月までに認証申請を提出しなければならない。</p>
<p>第九条</p> <p>专业认证机构应当在出具认证证书或者认证证书状态发生变化后 5 个工作日内，向全国认可信息公共服务平台报送个人信息出境认证证书相关信息，包括认证证书编号、获证个人信息处理者名称、认证范围以及证书状态变化信息等。</p>	<p>第 9 条</p> <p>専門認証機関は、認証証書を発行した後、又は認証証書の状態に変化が生じた後、5 営業日以内に、全国認証認可情報公共サービスプラットフォームに対し、個人情報越境認証証書関連情報（認証証書番号、認証取得個人情報処理者名称、認証範囲及び証書状態変化情報等を含</p>

<p>国家市场监督管理部门与国家网信部门建立认证信息共享机制。</p>	<p>む) を報告しなければならない。 国家市場監督管理部門は国家ネットワーク情報部門と認証情報共有メカニズムを構築する。</p>
<p>第十条</p> <p>专业认证机构发现获证个人信息处理者存在个人信息出境情况与认证范围不一致等情形，不再符合认证要求的，应当暂停其使用直至撤销相关认证证书。</p> <p>国家网信部门和有关部门在个人信息保护监督管理工作中发现获证个人信息处理者存在前款情形的，专业认证机构应当配合暂停其使用直至撤销相关认证证书。</p> <p>前两款规定的情形，应当通过全国认证认可信息公共服务平台予以公布。</p>	<p>第 10 条</p> <p>専門認証機関は、認証証書を取得した個人情報処理者に、個人情報越境の状況が認証範囲と一致しない等の状況が存在し、認証条件に適合しないことを発見した場合、関連する認証証書を取り消すまで、その使用を停止させなければならない。</p> <p>国家ネットワーク情報部門及び関係部門が個人情報保護監督管理業務において、認証証書を取得した個人情報処理者に前項の状況が存在することを発見した場合、専門認証機関は協力して、関連する認証証書を取り消すまで、その使用を停止させなければならない。</p> <p>前 2 項に規定する状況は、全国認証認可情報公共サービスプラットフォームを通じて公表しなければならない。</p>
<p>第十一条</p> <p>专业认证机构在开展认证活动中，发现个人信息出境活动违反法律、行政法规和国家有关规定，应当及时向国家网信部门和有关部门报告。</p>	<p>第 11 条</p> <p>専門認証機関は、認証活動の展開において、個人情報越境活動が法律、行政法規及び国家の関連規定に違反していることを発見した場合、速やかに国家ネットワーク情報部門及び関連部門に報告しなければならない。</p>
<p>第十二条</p> <p>开展个人信息出境认证的专业认证机构应当自国家市场监督管理部门批准取得个人信息保护认证资质之日起 10 个工作日内向国家网信部门办理备案手续。办理备案时，应当提交下列材料：</p> <p>(一) 取得的个人信息保护领域的认证资质情况；</p> <p>(二) 近 3 年从事数据安全、个人信息保护领域专业工作情况；</p> <p>(三) 专业认证机构人员安全背景审查材料；</p> <p>(四) 个人信息保护认证实施细则及工作计划；</p>	<p>第 12 条</p> <p>個人情報越境認証を展開する専門認証機関は、国家市場監督管理部門が個人情報保護認証資格の取得を批准した日から 10 営業日以内に、国家ネットワーク情報部門に備案手続きをしなければならない。備案を行う際、以下の書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 取得した個人情報保護分野の認証資格の状況</p> <p>(2) 過去 3 年間のデータ安全、個人情報保護分野における専門業務の実施状況</p> <p>(3) 専門認証機関の職員に対する安全背景審査</p>

<p>(五) 个人信息安全风险防范机制；</p> <p>(六) 对获证个人信息处理者进行的个人信息出境活动符合认证标准情况的持续监督机制；</p> <p>(七) 投诉受理和争议解决机制；</p> <p>(八) 其他需要提交的材料。</p> <p>专业认证机构应当对所备案材料的真实性负责。</p> <p>国家网信部门收到专业认证机构提交的备案材料后，会同国家数据管理部门对备案材料进行审核。材料齐全的，应当在 30 个工作日内予以备案并进行公示；材料不齐全的，不予备案，应当在 30 个工作日内通知专业认证机构并说明理由。</p>	<p>査書類</p> <p>(4) 個人情報保護認証実施細則及び業務計画</p> <p>(5) 個人情報安全リスク防止メカニズム</p> <p>(6) 認証取得した個人情報処理者による個人情報越境活動が認証基準に適合している状況に対する持続的監督メカニズム</p> <p>(7) 苦情受付及び紛争解決メカニズム</p> <p>(8) その他提出を必要とする書類</p> <p>専門認証機関は、届出書類の真実性について責任を負わなければならない。</p> <p>国家ネットワーク情報部門は、専門認証機関が提出した届出書類を受領した後、国家データ管理部門と共に届出書類を審査する。書類が整っている場合、30営業日以内に届出を認め、公示しなければならない。書類が整っていない場合、届出を認めず、30営業日以内に専門認証機関に通知し、理由を説明しなければならない。</p>
<p>第十三条</p> <p>国家市场监督管理部门和国家网信部门对个人信息出境认证活动进行监督，开展定期或者不定期的检查，对认证过程和认证结果进行抽查，对专业认证机构进行抽查和评价。</p>	<p>第 13 条</p> <p>国家市場監督管理部門及び国家ネットワーク情報部門は、個人情報越境認証活動を監督し、定期又は不定期の検査を実施し、認証過程及び認証結果について抜き取り検査を行い、専門認証機関に対して抜き取り検査及び評価を行う。</p>
<p>第十四条</p> <p>国家机关、专业认证机构等从事认证活动的机构及其工作人员对在履行职责中知悉的个人隐私、个人信息、商业秘密、保密商务信息等应当依法予以保密，不得泄露或者非法向他人提供、非法使用。</p>	<p>第 14 条</p> <p>国家機関、専門認証機関等の認証活動に従事する機関及びその職員は、職務の履行において知り得た個人のプライバシー、個人情報、営業秘密、機密営業情報等を法に基づき秘密保持しなければならず、漏洩し又は他人に不法に提供し、不法に使用してはならない。</p>
<p>第十五条</p> <p>任何组织和个人发现获证个人信息处理者违反本办法规定向境外提供个人信息的，可以向专业认证机构、网信部门和有关部门投诉、举报。</p>	<p>第 15 条</p> <p>いかなる組織又は個人も、認証証書を取得した個人情報処理者が本弁法の規定に違反して国外に個人情報を提供していることを発見した場合、専門認証機関、ネットワーク情報部門及び関係部門に苦情を申し立て、通報すること</p>

	ができる。
第十六条 省级以上网信部门和有关部门发现获证个人信息处理者个人信息出境活动存在较大风险或者发生个人信息安全事件的，可以依法对获证个人信息处理者进行约谈。获证个人信息处理者应当按照要求整改，消除隐患。	第 16 条 省級以上のネットワーク情報部門及び関係部門は、認証証書を取得した個人情報処理者の個人情報越境活動に比較的大きなリスクが存在すること、又は個人情報安全事件の発生が発覚した場合、法に基づき認証証書を取得した個人情報処理者に対し、注意を喚起するために対面で説明を求めることができる。認証証書を取得した個人情報処理者は、要求に従って改善し、瑕疵事項を除去しなければならない。
第十七条 违反本办法规定的，依据《中华人民共和国个人信息保护法》、《网络数据安全管理条例》、《中华人民共和国认证认可条例》等法律法规处理；构成犯罪的，依法追究刑事责任。	第 17 条 本弁法の規定に違反した場合、「中華人民共和国個人情報保護法」、「ネットワークデータ安全管理条例」、「中華人民共和国認証認可条例」等の法律法規に基づき処理する。犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。
第十八条 本办法施行前制定的关于个人信息出境认证的相关规定与本办法不一致的，按照本办法执行。	第 18 条 本弁法の施行前に制定された個人情報越境認証に関する関連規定が本弁法と一致しない場合、本弁法に従って執行する。
第十九条 本办法自 2026 年 1 月 1 日起施行。	第 19 条 本弁法は 2026 年 1 月 1 日から施行する。

華鐘コンサルタントグループ

上海華鐘コンサルタントサービス(有)
上海華鐘投資コンサルティング(有)
上海華鐘信息管理コンサルティング(有)
上海華鐘国際貿易有限公司
株式会社華鐘コンサルティング



「国家統計局認定渉外調査許可証」



「上海市信用コンサルタント会社証」



董事長吉林恒雄は「上海市外国投資促進センター」と「上海市対外投資促進センター」の顧問を委嘱しております

弊グループは上海市政府のバックアップのもとに、1994年4月に中国上海市にて設立された上海華鐘コンサルタントサービス(有)を中心とする日中合弁の総合コンサルタント会社です。日本・韓国等の外国企業及び中国現地法人、中国各地区の開発区等、合わせて会員企業約700社、会員企業様向けに中国進出経営に関するトータルソリューションを提供しています。

「上海市信用コンサルタント会社」等の認定に加えて、外資系コンサルタント会社では初の「渉外代理資格(外国企業の代理申請が出来る資格)」と「国家統計局渉外調査許可企業(外国企業から受託して全国、全産業の調査を行える企業)」の資格を有すると共に、董事長の吉林恒雄は47年にわたる中国事業の経験を買われて「上海市外商投資協会」常務理事副会長、渉外諮詢分会副会長、「上海市外国投資促進中心」と「上海市対外投資促進中心」高級顧問をはじめ、江蘇省、浙江省、山東省、広東省などの各都市人民政府、開発区などの顧問などを委嘱しております。

私どもは今後とも、中国進出と現地法人経営のあらゆる分野でお役に立てる総合的コンサルタント会社としてさらに努力を重ねてまいります。

主要業務ご案内

- ★ 中国進出に関するマーケットリサーチ、企業信用調査
- ★ 会社設立に関する手続支援及びコンサルティング
- ★ 労務、人事、法務等に関するコンサルティング
- ★ 会社財務・会計・税務全般の支援とコンサルティング
- ★ 工場建設に関する各種許認可取得支援と施工管理

- ★ M&Aに関わる資産評価及びデューデリジェンス業務
- ★ 商標登録出願申請に関する支援
- ★ 合併、分社化、買収、合併撤退、清算等に関する支援業務
- ★ 社内ITシステム構築、企業IT安全コンサルティング、ERPシステム導入コンサルティング関連業務

会員制度ご案内

- ★ 2万元/年（入会費：無し）

- ★ 会費内でご利用いただけるコンサルティングサービス

- (1)面談、(2)日刊、週刊及び月刊の華鐘通信送付、(3)E-mailベースによる中国ビジネス相談、
 - (4)会員パスワードによる弊社データベース検索ダウンロード、(5)会社設立等の有償業務の契約(案)の作成
- ★ ご入会方法：別添「会員登録票」と「会員サービス覚書」に必要事項ご記入のうえ、FAXにてお送り下さい。同入会書類は弊社ホームページ(<https://www.shcs.com.cn>)からもダウンロード頂けます。

会社概要ご案内

- ★ 住所 上海市静安区石門一路 288 号興業太古匯 1 座 20 楼 2080-81 室
- ★ 設立 上海華鐘コンサルタントサービス有限会社は 1994 年 4 月 7 日
上海華鐘投資コンサルティング有限会社は 2006 年 4 月 27 日
- ★ 資本金 上海 2 社合わせて 13,600 万円 (2019 年現在)
- ★ 出資者 (株)華鐘コンサルティング 60%、上海紡織对外經濟技術合作有限公司 40%

連絡先

- ★ 上海華鐘投資コンサルティング有限会社
上海華鐘コンサルタントサービス有限会社
 - 住所 〒200041 上海市静安区石門一路 288 号興業太古匯 1 座 20 楼 2080-81 室
 - 電話番号 +86-(0)21-5117-5888 : 担当者 張曉玲(会員部部長)
 - Email アドレス shcs@shcs.com.cn Homepage アドレス <https://www.shcs.com.cn>
- ★ 広州分公司
 - 住所 〒510620 広州市天河区珠江東路 6 号周大福金融中心 38 階 3865 室
 - 電話番号 +86-(0)20-2831-3118 : 担当者 許進(主任、日本語可)
 - Email アドレス xujin@shcs.com.cn
- ★ 蘇州分公司
 - 住所 〒215028 蘇州工業園区蘇州大道東 456 号新光天地商務大廈 2220 室
 - 電話番号 +86-(0) 512-6809-4510 : 担当者 李金姬(主任、日本語可)
 - Email アドレス lijinji@shcs.com.cn
- ★ 上海華鐘信息管理コンサルティング有限会社
 - 住所 〒200041 上海市静安区石門一路 288 号興業太古匯 1 座 20 楼 2080-81 室
 - 電話番号 +86-(0)21-5117-5888 : 担当者 楊忠偉(総經理)
 - Email アドレス shis@shcs.com.cn
- ★ 上海華鐘國際貿易有限公司
 - 住所 〒200131 中国(上海)自由貿易試験区冰克路 500 号 3 棟 3 層 315 室
 - 電話番号 +86-(0)21-6467-1198 : 担当者 古林 将一(総經理)
- ★ 大阪 株式会社華鐘コンサルティング
 - 住所 〒541-0045 日本国大阪市中央区道修町二丁目 2 番 11 号ベルロード道修町ビル 4 階
 - 電話番号 +81-(0)6-6232-0775 : 担当者 陳庚(コンサルティング部長、日本語可)
 - FAX 番号 +81-(0)6-6232-0776 Email アドレス osaka.jhcs@shcs.co.jp
- ★ 東京 株式会社華鐘コンサルティング東京事務所
 - 住所 〒160-0023 日本国東京都新宿区西新宿 3-2-9 新宿ワシントンホテルビル本館 2F
THE HUB 新宿ワシントン
 - 電話番号 +81-(0)70-1464-5888 : 担当者 高倉洋一(所長兼コンサルティング部長)
 - Email アドレス takakura@shcs.co.jp

愛の種を蒔き、希望の火を燃やし育てる —華鐘希望工程奖学基金募集の呼びかけ—

「月刊華鐘通信」編集部

2002年末、弊社が発起人となって「華鐘希望小学校」建設の呼びかけ、12年を経て、弊社やそのグループ企業の寄付の下、既に以下の6ヶ所の華鐘希望小学校が設立されて約1,750名の教師、児童が勉学にいそしんでいます。

- ①内蒙古赤峰市翁牛特旗華鐘第一希望小学
- ②雲南省普洱県慶明華鐘第二希望小学
- ③雲南省雲龍県天灯華鐘第三希望小学
- ④雲南省祿勸県団街華鐘第四希望小学
- ⑤雲南省景谷県正興華鐘第五希望小学
- ⑥四川省榮經県華鐘第六希望小学校

希望プロジェクトの活動参加において、この活動は長期的関心と恒久的支援が不可欠なものであるとの実感から、弊社は寄付金による学校建設の外、希望小学校の生徒たちに対する以下の支援を継続的に実施しています。

1. 「華鐘希望工程奖学基金」の設立

2006年、華鐘希望小学校の発展を促進させ、優秀な教師と成績優秀な生徒を奨励し、貧困による就学困難な児童を支援する為、弊社は董事会の承認を得て上海市青少年发展基金会と「華鐘希望工程奖学基金」を設立しました。2014年、上海市青少年发展基金会と『華鐘希望工程奖学基金運営弁法(試行)』を改定・締結して、従来の華鐘希望学校の教師・児童への奨学金と学校修繕金支給に加え、優秀な卒業生への奨学金支給、自然災害被災地の希望小学校の再建支援、華鐘愛心希望文庫設置支援等まで支援の対象を拡げました。現在は毎年の春季・秋季の『華鐘』セミナーの会場で義捐金を募集し、上海希望工程弁公室を通じて『華鐘希望工程奖学基金』へ積み立てています。

2. 学習用品の寄付

6校の華鐘希望小学校の生徒たちの学習、生活

条件を改善する為、弊社の全従業員が一丸となって、毎年の年初に衣服類を集め、資金を拠出してカバン、字典、筆記用具等の学習用品を購入し、又、会員企業より2万本余りの



雲南華鐘希望小学校での贈呈式



衣服、学習用品、筆記具を受け取る生徒

ボールペン、鉛筆の寄付を受けて、春節前にこれらの衣服と学習用品を6校が所在する内蒙ゴ及び雲南の青少年基金会に送り、基金会経由で各華鐘希望小学校への配布しました。

各華鐘希望小学校からは感謝の手紙と写真が届き、学校によつては、これらの衣服、学習用品、筆記用具の贈呈式を執り行い、生徒たち一人一人に手渡したとの事です。

3.「華鐘希望プロジェクト」専用ホームページの立ち上げ

会員企業の皆様に適時最新の「華鐘希望プロジェクト」の近況を理解して頂く為に、弊社ホームページ内に「華鐘希望プロジェクト」専用ページを設けて、逐次、各学校の情況と生徒たちからの手紙や贈呈式の写真等を掲載していきます。

4.「華鐘希望工程奖学基金」への義捐金募金の呼びかけ

弊社は広く会員企業様とその従業員の方々に、広く「華鐘希望工程奖学基金」への参加と奖学金原資のための義捐金募金を呼びかけます。会社からの募金は税前経費処理が可能ですし、個人の募金は領収書が発行されますので、心よりお待ちしております。

「華鐘希望工程奖学基金」義捐金募集要項

華鐘コンサルタントグループ

会員企業及び関連企業の皆様

弊社と華鐘グループ各社が6校の華鐘希望小学校建設後、これらの小学校の更なる発展と優秀な教師や生徒たちへの奨励及び貧困による学習困難な児童に学習の機会を与える為、弊社と上海市青少年発展基金会は共同して「華鐘希望工程奖学基金」の設立を致しました。今後、長期的に「華鐘希望工程奖学基金」を維持する為、弊社は自社と従業員にて寄付を行う他、会員企業やその従業員の皆様に対して積極的に当奖学基金への参加を要請し、広く義捐金の募集を呼びかけます。

会員企業様におかれましては、以下の方法で直接弊社を通じて募金頂くか、或いは下記に義捐金をご送付いただくことが出来ます。弊社受領分は責任をもつて上海市希望工程より交付される義捐金証書を受領して、皆様にお渡し致します。

更に多くの会員企業、従業員の皆様に華鐘希望小学校に関心を持って頂き、更に多くの愛の心が結集して、子供たちにとって暖かい愛の手となる事を希望します！

記

1. 募金所管：華鐘コンサルタントグループの全社員

Tel:021-6467-1198 Fax:021-6467-9155

2. 募金要領

1) 小切手か現金をご持参頂く場合：弊社副総經理以上か広報部担当迄

2) 郵便局振込の場合：住 所：巨鹿路290号 郵便番号：200020

受取人：上海市希望工程弁公室

3) 銀行振込の場合：上海市青少年発展基金会

口座番号：316531-00093050626 銀行名：上海銀行延中支行

注1：郵便局又は銀行振込の場合、振込伝票備考欄及び控え証憑に社名、電話番号及び「華鐘希望奖学基金」を明記下さい。

注2：募金1,000元以上の企業又は個人に対して希望工程弁公室より募金証書が交付されます。会社の場合はその証書をもつて当年度の税前処理が可能となります。

提携関係にある開発区及びパートナーの紹介

江蘇・南通経済技術開発区

HomePage: www.netda.gov.cn



南通経済技術開発区は、1984年に設置された14ヶ所の国家级開発区の1つであり、管轄面積が184km²で、揚子江デルタ地域で外資系企業の集中的な製造基地となっており、「蘇通大橋」、「崇啓大橋」、「滬蘇通鉄道」、「北揚子江沿い高鐵」などの交通ルート及び「上海南通国際空港」、「通州湾港」の建設に従い、上海1時間の経済圏で最も潜在力持ちの発展地となっている。

当開発区は、国家環境保護総局から「ISO14000」国家模範区の称号が授与され、中国権威機構より選ばれた多国籍企業の進出において最も投資価値のあるトップ10の開発区であり、多国籍企業投資の最適な開発区でもあり、江蘇省政府から「社会治安安全区」の称号も授与されている。30カ国と地域からの投資者により、累計で約800社の外資系企業が設立されており、投資総額は250億ドル以上に達した。その内、日系企業が200社余りほど進出しており、世界ベスト500社の企業より、投資案件が約80件ほど達した。医薬ヘルスケア、次世態情報技術、新エネルギー、智能製造、等の産業を重点的に発展させる。「次世態未来産業園」、「医薬ヘルスケア産業園」、「次世態情報技術産業園」「智能製造園」、「新エネルギー産業園」、「ICテスト産業園」等の産業特化パークと「能達ビジネス区」、「綜合保税区」、「中央イノベーション・エリア」の機能区からなっている。

江蘇・蘇錫通科技産業園

HomePage: www.stpac.gov.cn



蘇錫通科技産業園は、2009年に江蘇省とシンガポールの重点プロジェクトで、蘇州工業園区の姉妹園区として設立され、2020年11月に蘇通科技産業園と錫通科技産業園が合併して、正式に「蘇錫通科技産業園」に変更されました。園区は蘇州・無錫・南通の3都市が提携し、シンガポール・オーストリア・中国の3ヶ国の合作によって設立された国際園区です。

総開発計画面積は100平方キロメートルで、「フォーチュン・グローバル500」企業を含む数百社以上の企業が進出しています。園区は、多国合作、三地協力によって国家级の「揚子江を跨ぐ融合発展試験区」を目指しています。

交通条件：園区の周辺には高速道路、高速鉄道、空港、港が揃っており、水運、陸運、空運、鉄道を備えた立体的な交通ネットワークを有しています。

主導産業：インテリジェント製造業、電子情報業及び生命科学業

代表的な進出企業：代表的な進出企業：丸紅、オンド、神鋼商事、小森機械、SFS、STIWA、MORLUEXなど

レンタル工場の物件情報：Plainvim、GLPなど著名なデベロッパーが揃っています。工場面積は2,500平方メートルのものから10,000平方メートル超までで、1階建て・多層階のいずれもあり、オーダーメイドも可能です。多種な業界の企業様のご要望を満たすことができます。

<p>江蘇・常熟經濟技術開発区</p> 	<p>HomePage: www.cedz.org</p> <p>常熟經濟技術開発区は華東地区に位置する国家級の開発区であり、上海市街地まで80KM、蘇州市と無錫市まで何れも40KMの好立地で、開発面積は156km²があります。1992年創立以来、600社余りの外商投資企業が既に進出し、総投資額は446億米ドルを超えています。G15沈海高速道路、S38常合高速道路及び上海からの高速鉄道が当開発区を通り、また、国際港である常熟港も区内にあり、交通の便が良く、製造業と物流業の理想の投資場所です。当開発区は自動車及び自動車部品、音響産業、電子情報、新材料新エネルギー、設備装置などの製造業を柱産業として育成しています。それ以外に、地域統括本社、研究開発センター及び貿易会社も積極的に誘致に取り組んでいます。</p> <p>当開発区には電気、上水、排水、ガス、蒸気、産廃処理等「十通一平」というインフラ施設が整っており、従業員も安定に確保できます。また、レンタル工場があり、電子情報、機械設備製造、自動車部品等の産業でもご利用頂けます。それ以外、市場監督管理局、税関、商品検査検疫局等の政府行政部署が当開発区内に事務所を設置して、現地法人の設立から稼働運営までワンストップサービスを無償に提供しています。</p>
---	--

<p>江蘇・常州西太湖科技産業園</p> 	<p>HomePage: www.wj.gov.cn/index.php?c=phone&a=show&id=478994&catid=39480</p> <p>常州西太湖科技産業園は2013年設立されおります。現在の西太湖は常州市の新たな都市センターです。常州市新たな核心区と先頭区でもあります。所在の常州市は揚子江デルタの中心に位置されて、交通が便利で、高度な工業基盤が整備されています。上海、杭州、南京三つの大都市は常州市で合流しており、地理位置は特に恵まれております。西太湖は、常州を長江デルタ地域により良好に融合させ、スマート製造業を中心とする長江デルタ地域の中核都市に育てるために提出した新しい都市計画であります。園区は江蘇省政府の認可により設立されました省級経済開発区で、総面積は70.5平方キロメートル、蘇南第二大の湖と隣接し生態環境はすごく優美です。</p> <p>園区は現在200社以上の外資企業と12社の上場企業を有しております。園区は医療健康産業、新エネルギー産業（水素エネルギー産業）、新素材産業、新智造産業をリード産業として重点的に発展させるクリーン工業区です。</p> <p>園区は長年引き続き日本企業向けの『日本中小企業工業園』を力尽くして発展しております。入居敷居なし、土地代、家賃、人材政策など特別な優遇を提供しております。</p> <p>園区は「法治、誠心誠意、効率、Win-Win」を理念とし、全過程、全方位の良質サービスを提供致します。日本企業の投資をいつでも歓迎致します。</p>
--	--

江蘇・常州国家高技術産業開発区

HomePage: www.cznd.gov.cn/

常州国家高技術産業開発区は長江の南に位置し、長江デルタ地域の中心部に立地しています。1992年、第1グループとして認可成立された国家級高技術産業開発区の1つであり、総面積は508.91km²、人口は約90万人です、2024年のGDPは2234.56億元に達しました。区内のインフラ基盤は整っており、交通の便が良く、港、国際空港、高速鉄道、高速道路、地下鉄の全てが揃っています。2023年、常州市は中国第25番目のGDP一兆元を達する都市となり、そして人口が最も少なく、面積が小さく、発展レベルが高い兆元都市となりました。常州国家高技術産業開発区は常州市全体での僅か九分の一の面積、六分の一の人口で、五分の一のGDPを提供しました。

全区には計10万数社の企業が存在しており、このうち1.3万社以上が工業企業です。現時点での全区の外資導入実績は165億米ドルを突破しており、外資企業の入居数は2,100社超となっています。常州の新たな産業配置に基づき、常州国家高技術産業開発区はソーラースマートエネルギー、炭素繊維及び複合材料、新エネルギー車・自動車コア部品、次世代情報技術、新医薬・医療機器、スマート装備製造などの産業を重点的に発展させる方針です。2022年1月、江蘇省の認可により、国際合作パークとして中日（常州）智能製造産業パークが成立しました、常州唯一の中日産業パークです。現時点で、同産業パークには累積約260社の日本企業が入居しています。また、区内には50店舗を超える日本料理店や居酒屋がある日本人街もあり、1,000人以上の日本人が生活しています。投資意向のある企業様の現地訪問視察をお待ちしております。

江蘇・太倉市招商局

HomePage: invest.taicang.gov.cn

太倉は江蘇省蘇州市に属し、総面積810キロメートル、総人口103万人、古来の「魚と米の郷」であり、春秋時代の吳王がここに穀物倉庫を建てたことから、その名が付いたと言う。太倉は絶好の立地条件を有し、上海とは一衣帶水で、上海中心部から僅か50キロメートル、車で1時間の距離にある。現段階では6つの高速鉄道が太倉で交差しており、15分で上海虹桥国際空港に着き、上海の10本以上の地下鉄とシームレスに繋がっている。太倉港は揚子江最大の港で、コンテナ取扱量は世界22位、中国8位にランクされ、219本の国内外航路がある。日本とは、東京・横浜・名古屋・大阪・神戸・門司・博多・川崎・那覇・下関と清水等13の埠頭と直結している。

太倉は揚子江デルタ地域で最も投資価値の高い新興工業都市の一つであり、ハイエンド機器製造・新機能材料・物流貿易・航空宇宙工業・バイオメディシン等の産業を重点的に発展させている。現在すでに1700社以上の外資系企業が進出しており、中にはフォーチュン500企業が40社含まれている。また、中国の「ドイツ企業の郷」とも称され、ボッシュ、シェフラー等のドイツ系企業が500社あまりいる。西北工业大学と西安交通大学リバプール大学という2校の中国一流大学が太倉にキャンパスを設け、優秀な人材を現地企業に供給している。太倉にはホンダ、三井造船、ニトリ、アルパイン、堀場製作所等の日系企業193社が集まっており、総投資額が20億ドル以上に達している。太倉市政府は絶えず土地空間整備に取り組み、毎年130万平方メートル以上の新規工業土地を提供することによって、日本企業の長期的かつ安定した発展を支えるようにしている。

「上海をつなぐ、上海をめざす」太倉は、上海との同一都市化を図ると共に、より優れたビジネス環境とより広い発展空間の提供に力を入れ、進出企業がしっかりと太倉に根を下ろし、WIN-WINの発展を遂げられるよう全力を尽くしている。

浙江・嘉興經濟技術開発区	HomePage: jxedz.jiaxing.gov.cn/
 <p>嘉興經濟技術開発区は1992年8月に設立され、嘉興市都市部と緊密につながる都市型開発区であり、浙江省五つ重点開発区の一つでもあります。2010年3月に国务院より国家級開発区に昇格されました。開発区の計画面積は110KM²、人口は30万人です。今、開発区には外資企業670社余り、中に日系企業60社余りがあり、自動車部品、精密機械、食品加工の産業群が形成されました。開発区は産業転換とアップグレードモデル区、科学教育商業総合区、国際商務区、先進製造業団地に分けられて、重点的に自動車部品、装備製造、食品、半導体産業、5G設備製造などの先進製造業と現代サービス業を誘致しています。</p>	

浙江・独山港經濟開發区	HomePage: www.pinghu.gov.cn/col/col1229446397/index.html
 <p>浙江独山港經濟開發区は省級の經濟開発区で、長江デルタ地域の中心である上海市に隣接しています。また上海浦東国際空港や上海虹橋国際空港などの三大空港まではいずれも車で約1時間の距離で、非常に良い環境に恵まれています。</p> <p>独山港經濟開發区は国家1類の港湾を擁し、石油化学ふ頭、コンテナふ頭、雑貨ふ頭を建設・保有しています。上海国際輸送センターを構成する重要な地域でもあり、国内最大のコンテナ港である洋山港からの距離は約40キロメートルです。</p> <p>当開発区の計画面積は111.9平方キロメートルで、ファインケミカル、設備製造、港湾物流を主要産業とし、現在は多くの外資企業が入居しています。現在、BASF、クラリアント、オルネクス、アデカ、SCS、PG、KBR、松川遠億など多くの著名企業が入居している。</p>	

遼寧・大連普湾經濟区	HomePage: -
 <p>大連普湾經濟区は大連金普新区（国家レベル新区）の三大機能区の一つであり、大連市の地理中心に位置している。中日（大連）地方発展協力モデル区の二つの重要園区—中日生態モデル新城と松木島化学工業産業開発区はいずれも普湾經濟区に位置している。中日生態モデル新城は新エネルギー自動車の整車と部品、ハイエンド設備製造産業を重点的に発展させ、日系企業の集積地を作り上げる。松木島化学工業産業開発区は遼寧省が認定された第一陣省レベル専門化学工業園区であり、ファインケミカル、新材料産業を重点的に発展している。普湾經濟区は土地の積載空間が広くて、交通条件が便利で、産業インフラが完備し、投資政策が優越で、すでに多くの日系企業と深い協力関係を築してきた。</p>	

山東・東營經濟技術開發区	HomePage: www.dyedz.gov.cn
 <p>東營經濟技術開發区は黄河デルタ地域初の国家級開発区です。黄河デルタ地域の中心都市であり、中国第二の規模を誇る勝利油田の所在地である東營市に立地しています。東營市の面積は 8,257 平方キロメートル、人口 221 万人、優越したロケーション、豊富な自然資源、堅実な産業基盤、優美な環境で住み易く、全国文明都市、中国優秀観光都市、国家生態ガーデン都市、第 1 期国際湿地都市であって、中国東部における最も発展潜在力のある都市です。東營市には 8 社の中国企業ベスト 500 社企業、15 社の中国民営企業ベスト 500 社企業が存在し、そのランキング入りしている企業数は連続 14 年間山東省では第 1 位です。</p> <p>30. 60 ダブルカーボン目標という大きなバックグラウンドの下、山東省は 3,500 万 kw の海上風力発電基地を計画、予定では『十五五』(第 15 期 5 ヶ年計画、2026 年～2030 年)末までに建設を完了します。さらに東營市では同時に山東省全省 4,200 万 kw の海上太陽光発電計画、4,000 万 kw の魯北塩碱灘塗風力太陽光備蓄基地の主要用地でもあります。資源開発は巨大な量の装備市場需要をもたらし、東營經濟技術開發区は敷地面積 8,800 ムーの東營海上風力発電装備産業パークの建設を計画しており、海上風力発電を主とし、海上陸上互換、全国最大、世界一流の全産業チェーン海上風力発電装備産業基地と風力発電マザーポートを徐々に確立して行きます。</p> <p>その主導産業は石油化工、ゴムタイヤ、石油装備、非鉄金属、新素材等であり、新エネルギー、バイオ医薬、交通装備、航空宇宙産業を重点的に発展させます。</p>	

山東・青島日本国際ビジネスハブ	HomePage: www.cjch-qd.com
 <p>青島日本国際ビジネスハブは、自由貿易試験区青島エリア・国際経済合作区内に立地しています。青島市が重点的に建設した五つの国際ビジネスハブのひとつであり、2020 年 5 月 19 日に正式に使用が開始されました。国外向けには国際資源を繋げ、国内向けには国際資源を輸入し、中国市場に進出意向のある日本企業や商工会議所のために、そして国際資源とマッチング意向のある国内地方政府、企業のために、それぞれ展示、プロモーション、説明会、商談会、取引などの機能を集めて一体化した全方位サービスをご提供します。また法律、監査、会計、ビザ、生活などの付帯サービスもご提供します。ORIX グループと共同で「中日産業のスーパー連結者」というプラットフォームを立ち上げ、世界中の高質な日系企業が青島への進出を促進しています。中日地方経済合作の新理念を刷新して、中日交流合作の新たなメカニズムを確立し、新時代の青島市対日新高地の構築、中日合作の新たなプラットフォームの確立に努力しております。</p>	



2025年秋季セミナー資料編

2025年11月

華鐘コンサルタントグループ



上海華鐘コンサルタントサービス有限公司



上海華鐘投資コンサルティング有限公司



上海華鐘信息管理コンサルティング有限公司



上海華鐘国際貿易有限公司



株式会社華鐘コンサルティング